



## 第3章 介護保険事業

## [1] 介護保険事業の実施状況

### 1 第1号被保険者の状況

#### 第1号被保険者数

平成17年における総人口に占める第1号被保険者数の割合は17.4%となっています。この3年間で6,724人、0.8ポイントの増となっています。

平成17年における第1号被保険者の内訳は、前期高齢者(65～74歳)が58.7%、後期高齢者(75歳以上)が41.3%を占めています。しかし、この3年間で後期高齢者が2.5ポイント伸びており、前期高齢者と後期高齢者の比率が急速に変化しています。

区分		年次	平成15年	平成16年	平成17年
総人口	総人口		675,336	680,415	683,371
	前年比			0.75%	0.43%
第1号被保険者数	被保険者数		112,051	115,303	118,775
	総人口比		16.6%	16.9%	17.4%
	前年比			2.90%	3.01%
前期高齢者 (65～74歳)	被保険者数		68,524	68,970	69,737
	第1号比		61.2%	59.8%	58.7%
	前年比			0.65%	1.11%
後期高齢者 (75歳以上)	被保険者数		43,527	46,333	49,038
	第1号比		38.8%	40.2%	41.3%
	前年比			6.44%	5.84%

注：各年4月1日現在

資料：「練馬の介護保険」

#### 第1号被保険者の増減内訳

平成16年からの1年間で第1号被保険者は3,472人増加しています。その内訳は、増加分が9,104人、減少分が5,632人となっています。

特に、65歳に到達することにより第1号被保険者となる数が増加数全体の83.5%、7,605人を占め、死亡者が減少数全体の64.1%、3,608人を占めています。

第1号被保険者の増減内訳

平成17年と16年の比較分(単位:人)

増加分	転入	65歳到達	その他	計
	1,398	7,605	101	9,104
減少分	転出	死亡	その他	計
	1,834	3,608	190	5,632
増減	転出による増	65歳到による増		
	-436	3,997	-89	3,472

注:各年度3月31日現在での比較

資料:「練馬の介護保険」

## 2 要介護認定者の状況

### 要介護認定申請者の状況

平成17年度における要介護認定申請件数は23,388件です。この3年間で全体数は平成16年度をピークに平成17年度からは減少に転じました。特に、新規申請者は平成16年度から減少に転じています。

要介護認定申請者に対する訪問調査は、練馬区では原則委託にて実施しています。

### 要介護認定申請受理件数

(単位:件)

年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
新規申請	5,506	5,183	5,037
更新申請	16,395	18,060	16,440
区分変更申請	1,815	1,731	1,596
受給証明付申請	309	337	315
合計	24,025	25,311	23,388
第1号被保険者数比	21.4%	22.0%	19.7%
介護認定審査会開催回数	696	695	690

注:平成17年度は見込数値

資料:「練馬の介護保険」

### 第1号被保険者の要介護認定者数の推移

平成17年における要介護認定者数は17,677人で、第1号被保険者数に占める割合は14.9%となっており、この3年間で3,422人の増となっています。

平成 17 年における要介護認定者数の内訳をみると、要介護 1 が全体の 34.7%を占めるとともに、要支援、要介護 1 の軽度者が全体の 46.0%となっており、約半分を占めています。

特にこの 3 か年で増加率が大きいのは要介護 1 であり、平成 15 年の 1.44 倍に増加しています。逆に、要支援はこの 3 か年で減少しています。

第 1 号被保険者の要介護認定者数 (単位:人) 各年 3 月末現在

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 15 年	2,400	4,265	2,380	1,909	1,885	1,405	14,244
	16.8%	29.9%	16.7%	13.4%	13.2%	9.9%	100.0%
平成 16 年	2,075	5,510	2,490	2,236	2,159	1,866	16,336
	12.7%	33.7%	15.2%	13.7%	13.2%	11.4%	100.0%
平成 17 年	1,989	6,126	2,782	2,471	2,292	2,017	17,677
	11.3%	34.7%	15.7%	14.0%	13.0%	11.4%	100.0%

資料:「練馬の介護保険」

#### 第 2 号被保険者の要介護認定者数の推移

平成 17 年における要介護認定者数は 613 人で、この 3 年間で 75 人の増となっています。

平成 17 年における内訳は、要介護 1 が全体の 27.4%、要介護 2 が 22.7%を占め、全体の 50.1%となっています。

特にこの 3 か年で増加率が大きいのは要介護 1 であり、平成 15 年の 1.22 倍に増加しています。逆に、要支援は減少しています。

第 2 号被保険者の要介護認定者数 (単位:人) 各年 3 月末現在

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
平成 15 年	38	138	143	86	58	75	538
	7.1%	25.7%	26.6%	16.0%	10.8%	13.9%	100.0%
平成 16 年	17	179	113	90	86	102	587
	2.9%	30.5%	19.3%	15.3%	14.7%	17.4%	100.0%
平成 17 年	24	168	139	95	92	95	613
	3.9%	27.4%	22.7%	15.5%	15.0%	15.5%	100.0%

資料:「練馬の介護保険」

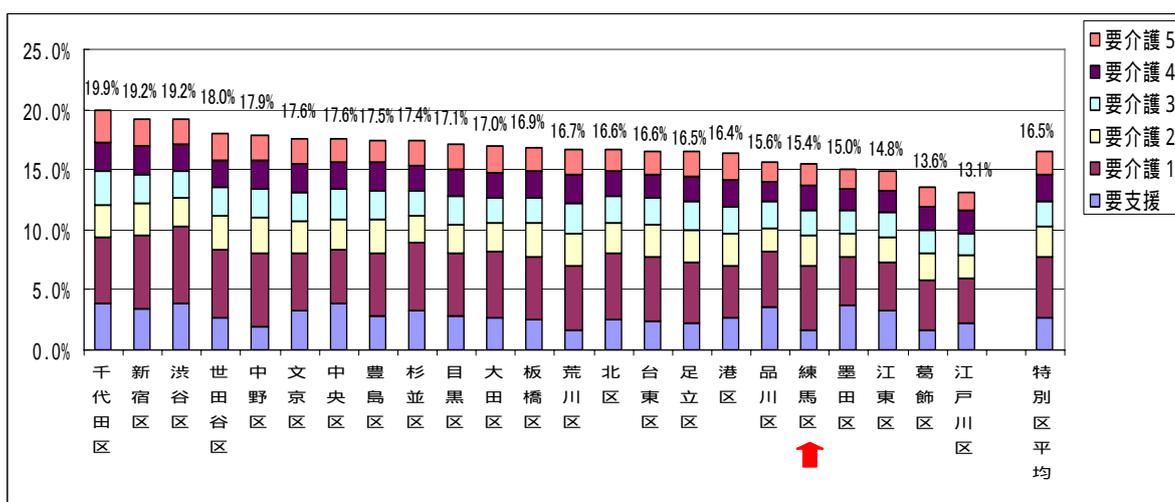
### 要介護認定者状況の特別区(23区)比較

平成17年4月における練馬区の第1号被保険者の要介護認定率を特別区において比較すると、23区平均より1.1ポイント低く、23区中5番目に低い要介護認定率となっています。

要介護度別の内訳を23区平均と比較してみると、全体的にはほぼ同様の要介護認定率となっていますが、要介護5が23区平均より0.9ポイント低くなっています。

特別区(23区)における要介護認定の状況

平成17年4月末現在



資料:「介護政策評価支援システム」より練馬区にて作成

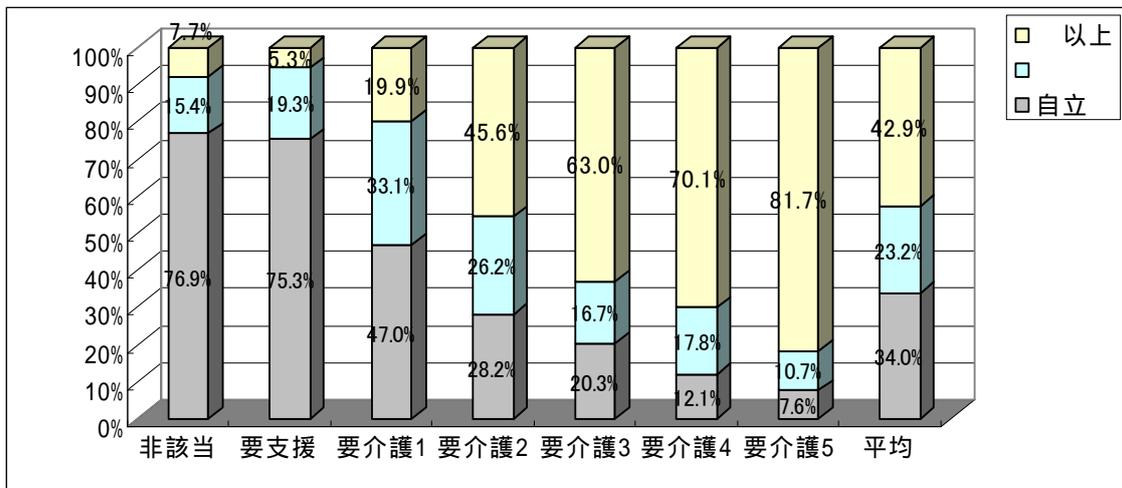
### 認知症の症状がある要介護認定者の状況

平成 17 年 3 月審査データによると要介護認定者(第 1 号・第 2 号被保険者計)のうち 66.1%に何らかの認知症の症状があり、42.9%が見守りなどの日常生活上の介護の支援を必要とする状況です。

要介護度が重くなるにつれ、介護を必要とする認知症の割合も増加しています。また後期高齢者に入るとその割合が増え、85 歳以上では 50%を超えています。

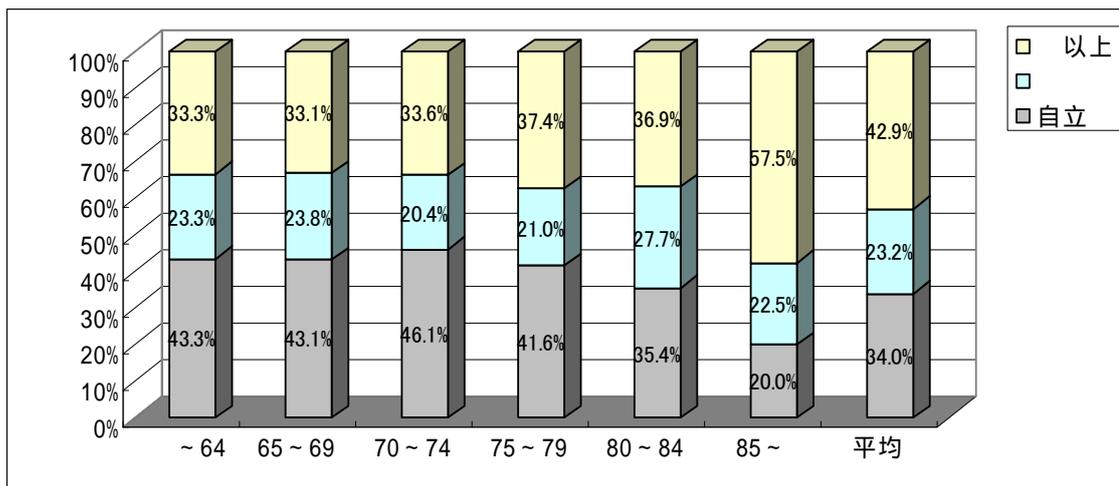
#### 要介護認定者に占める認知症の症状がある要介護認定者の割合

平成 17 年 3 月審査分



#### 要介護認定者に占める認知症の症状がある要介護認定者の割合

平成 17 年 3 月審査分



注: 日常生活の自立度が I 以上は何らかの認知症の症状がある方。II 以上の方は見守り等の何らかの介護の支援が必要な方。(要介護認定調査における障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)より)

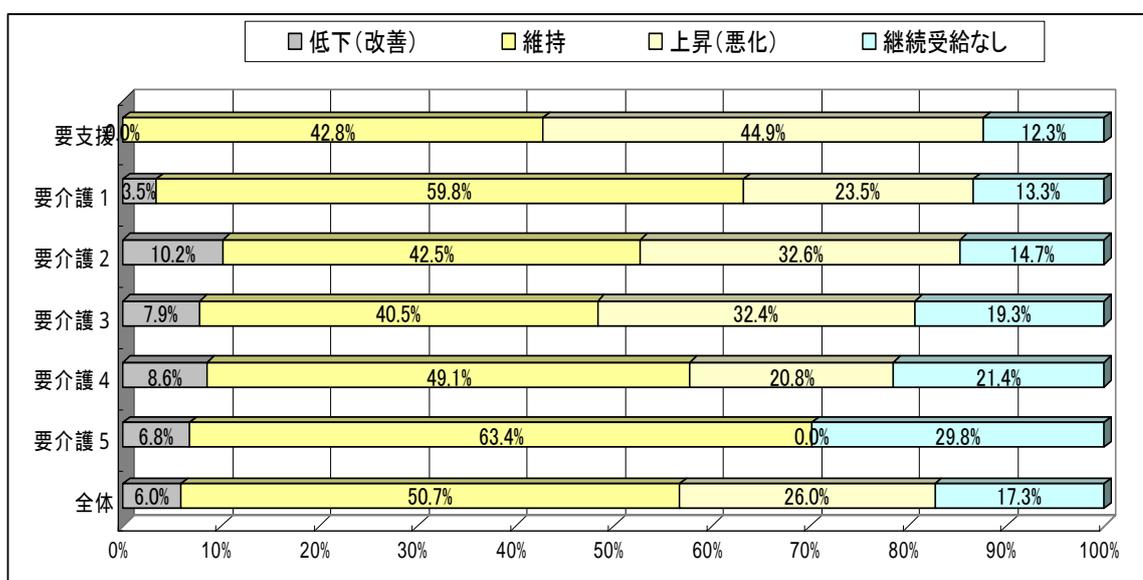
### 要介護度の変化の状況

要介護認定者における平成 15 年度から 1 年間の要介護度の変化をみると、全体では「低下(改善)」が 6.0%、「維持」が 50.7%、「上昇(悪化)」が 26.0%となっています。

軽度の方(要支援・要介護 1)において要介護度が「低下(改善)」もしくは「維持」している人の割合は、57.5%です。

要介護度が「低下(改善)」した人の割合は、要介護 2 で 10.2%、要介護 3 で 7.9%、要介護 1 では 3.5%となっています。

サービス受給者の要介護度の変化 (平成 15 年 9 月と平成 16 年 9 月の比較)



資料：東京都国民健康保険団体連合会「東京都介護給付実績分析システム」

### 3 介護サービスの利用状況

#### 介護サービスの利用状況

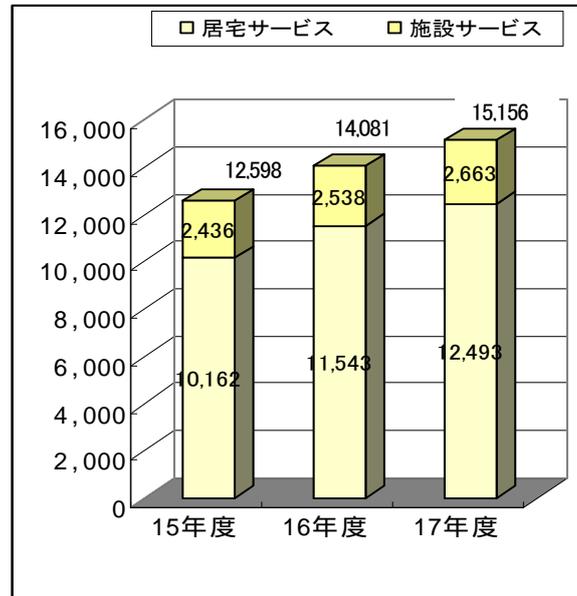
居宅・施設サービスを合わせた介護サービスの利用者数を各年度の月平均利用者数で見ると、平成 17 年度月平均利用者見込みは 15,156 人であり、平成 15 年度の月平均利用者数に比べて 1.2 倍、2,558 人の増加となっています。そのうち居宅サービスが 1.2 倍に、施設サービスが 1.1 倍になっています。

要介護認定者の増加に伴い、居宅サービスの利用者が増加傾向にあります。平成 17 年度における居宅サービス利用者は全体の 78.7%、施設サービス利用者は全体の 21.3%になります。

また、要介護度が重い方ほど施設サービスの利用者割合が高くなり、平成 17 年度見込みでは、要介護 5 の 47.3%が施設サービスを利用しています。

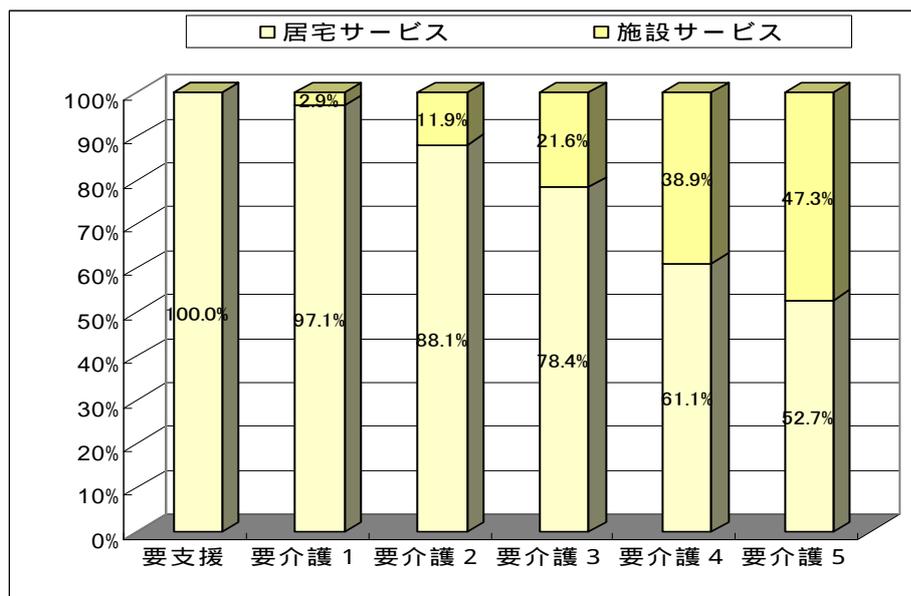
一方、要介護認定を受けながら介護サービスを利用していない介護サービス未利用者は、平成17年度では要介護認定者の20.2%を占めています。未利用者の数は、この3年間で微増しています。

介護サービスの月平均利用者数 (単位:人)



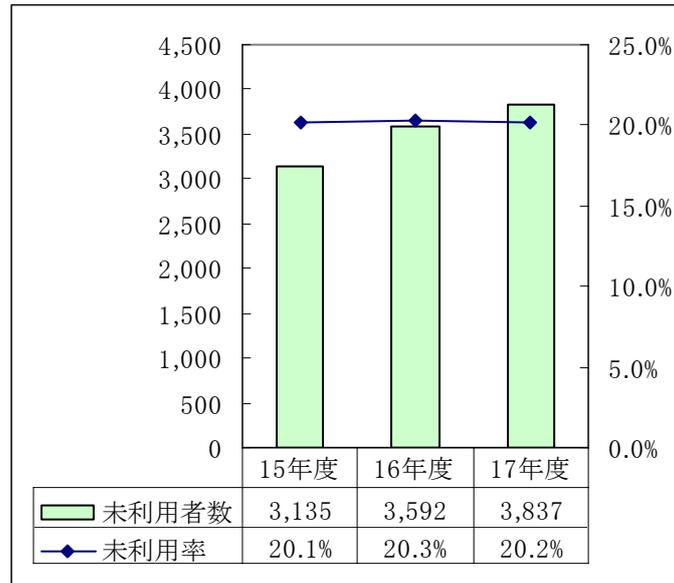
注:各年度別に各月審査分給付実績を月平均値として記載。17年度は見込値。  
資料:「練馬の介護保険」

介護サービスの要介護認定別利用者数の比率 平成17年度見込値



資料:「練馬の介護保険」

介護サービスの月平均未利用者数 (単位:人)



資料:「練馬の介護保険」

#### 居宅サービスの利用状況

平成 17 年度の居宅サービス月平均利用者見込値は 12,493 人で、平成 15 年度と比較すると 1.3 倍、2,331 人の増となっています。要介護度別の内訳をみると、要介護 1 が 38.6%、要介護 2 が 18.6% を占めています。特に要介護 1 の利用者数は平成 15 年度と比べても 1.32 倍と年々占める割合が高くなっています。

平成 17 年度におけるサービス種類別の利用者数をみると、全体の 90.8% の人が居宅介護支援サービスを利用し、60.2% が訪問介護、44.0% が福祉用具の貸与、28.9% が通所介護サービスを利用しています。

サービス種類別の平成 17 年度と平成 15 年度における月平均利用者数を比較してみると、認知症対応型共同生活介護サービスが 2.49 倍、特定施設入所者生活介護サービスが 1.83 倍と大きな増加となっています。

介護サービス計画に占めるサービス利用者数の割合は、軽度の方(要支援・要介護 1)では、訪問介護サービスが 70% 以上を占めています。

平成 17 年度における居宅サービスの利用限度額に対する利用割合は、要介護 1 以上では要介護度が重くなるにつれて利用割合も高くなっています。しかし、年度別平均利用割合は平成 15 年度から微減と変化しています。特に要支援～要介護 2 が平成 15 年度から毎年低くなっているのに、要介護 3～5 は毎年度高くなっています。

居宅サービスの要介護度別・月平均受給者数 (単位:人)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
平成 15年度	1,524	3,652	1,824	1,391	1,029	741	10,162
	15.0%	35.9%	18.0%	13.7%	10.1%	7.3%	100.0%
平成 16年度	1,336	4,472	2,017	1,607	1,214	898	11,543
	11.6%	38.7%	17.5%	13.9%	10.5%	7.8%	100.0%
平成 17年度	1,216	4,827	2,326	1,837	1,339	948	12,493
	9.7%	38.6%	18.6%	14.7%	10.7%	7.6%	100.0%

注:各年度別に各月審査分給付実績合計を月平均値として記載。平成17年度は見込み数値。上段は要介護度別の受給者数、下段は年度受給者総数に占める割合。

資料:「練馬の介護保険」

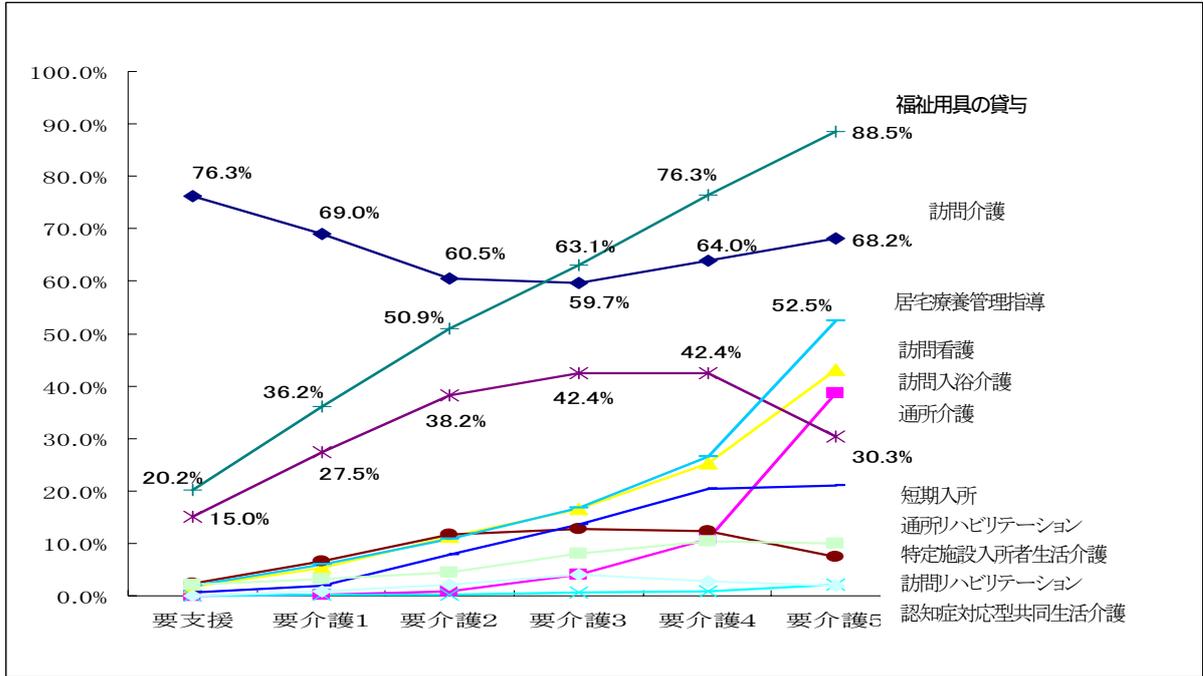
居宅サービス種類別・月平均利用者数 (単位:人)

サービスの種類	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
訪問介護	6,358	62.6%	7,318	63.4%	7,525	60.2%
訪問入浴介護	629	6.2%	594	5.1%	515	4.1%
訪問看護	1,221	12.0%	1,355	11.7%	1,380	11.0%
訪問リハビリテーション	101	1.0%	70	0.6%	53	0.4%
通所介護	2,737	26.9%	3,169	27.5%	3,615	28.9%
通所リハビリテーション	832	8.2%	897	7.8%	969	7.8%
福祉用具の貸与	4,376	43.1%	5,062	43.9%	5,499	44.0%
短期入所	749	7.4%	787	6.8%	867	6.9%
居宅療養管理指導	1,239	12.2%	1,390	12.0%	1,496	12.0%
認知症対応型共同生活介護	79	0.8%	143	1.2%	197	1.6%
特定施設入所者生活介護	318	3.1%	464	4.0%	583	4.7%
居宅介護支援	9,526	93.7%	10,744	93.1%	11,339	90.8%
福祉用具購入費	184	1.8%	177	1.5%	160	1.3%
住宅改修費	150	1.5%	141	1.2%	113	0.9%
居宅サービス受給者数	10,162	100.0%	11,543	100.0%	12,493	100.0%

注:各年度別に各月審査分給付実績を月平均値として記載。平成17年度は見込み数値。

資料:「練馬の介護保険」

居宅サービス計画に占める居宅サービス別利用者数の割合 (単位:%)



注：居宅サービス別利用者数の割合は平成 17 年度の見込み数値

資料：東京都国民健康保険団体連合会「東京都介護給付実績分析システム」

居宅サービスの利用限度額に対する利用割合 (単位:%)

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	平均
平成 15 年度	45.1%	36.1%	45.8%	49.3%	54.9%	61.2%	46.8%
平成 16 年度	43.4%	32.8%	44.9%	49.5%	55.1%	61.8%	45.5%
平成 17 年度	42.1%	32.3%	44.5%	50.7%	57.7%	62.9%	45.8%

注：平成 17 年度は見込み数値

資料：東京都国民健康保険団体連合会「東京都介護給付実績分析システム」

### 施設サービスの利用状況

平成 17 年度の施設サービス利用者見込値は 2,663 人で、15 年度と比較すると 1.1 倍、227 人の増となっています。要介護度別の内訳は、要介護 5・要介護 4 の重度の方が 64.0% を占め、年々重度者の占める割合が高くなっています。これは、平成 16 年度から介護老人福祉施設の入所基準の変更を行ない、施設サービスを必要としている基準の高い方を優先的に入所できるようにしたことによるものと思われます。

平成 17 年度における施設別の利用者数をみると、全体の 54.0%の人が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を利用し、25.6%が介護老人保健施設、20.5%が介護療養型医療施設を利用しています。

施設別の平成 17 年度と平成 15 年度における月平均利用者数を比較してみると、介護老人福祉施設と介護老人保健施設が 1.1 倍の増、介護療養型医療施設が微減しています。

施設サービスの要介護度別・月平均受給者数 (単位:人)

	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	総数
平成 15 年度	1	207	338	497	778	615	2,436
	0.0%	8.5%	13.9%	20.4%	32.0%	25.2%	100.0%
平成 16 年度	0	157	303	495	809	774	2,538
	0.0%	6.2%	11.9%	19.5%	31.9%	30.5%	100.0%
平成 17 年度	0	143	313	505	851	851	2,663
	0.0%	5.4%	11.8%	19.0%	32.0%	32.0%	100.0%

注:各年度別に各月審査分給付実績合計を月平均値として記載。平成 17 年度は見込み数値。上段は要介護度別の受給者数、下段は年度受給者総数に占める割合。

資料:「練馬の介護保険」

施設サービス種類別の月平均利用者数 (単位:人)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	総計
平成 15 年度	1,268	614	553	2,436
	52.1%	25.2%	22.7%	100.0%
平成 16 年度	1,365	615	559	2,538
	53.8%	24.2%	22.0%	100.0%
平成 17 年度	1,437	681	545	2,663
	54.0%	25.5%	20.5%	100.0%

注:各年度別に各月審査分給付実績合計を月平均値として記載。平成 17 年度は見込数値。

資料:「練馬の介護保険」

施設サービス種類別・要介護度別の月平均利用者数

(単位:人)

区分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
介護老人 福祉施設	0	72	163	242	496	464	1,437
	0.0%	5.0%	11.3%	16.8%	34.5%	32.3%	100.0%
介護老人 保健施設	0	63	127	209	192	90	681
	0.0%	9.3%	18.6%	30.7%	28.2%	13.2%	100.0%
介護療養型 医療施設	0	8	23	54	163	297	545
	0.0%	1.5%	4.2%	9.9%	29.9%	54.5%	100.0%
合計	0	143	313	505	851	851	2,663
	0.0%	5.4%	11.8%	19.0%	32.0%	32.0%	100.0%

注：平成17年度の見込み数値。

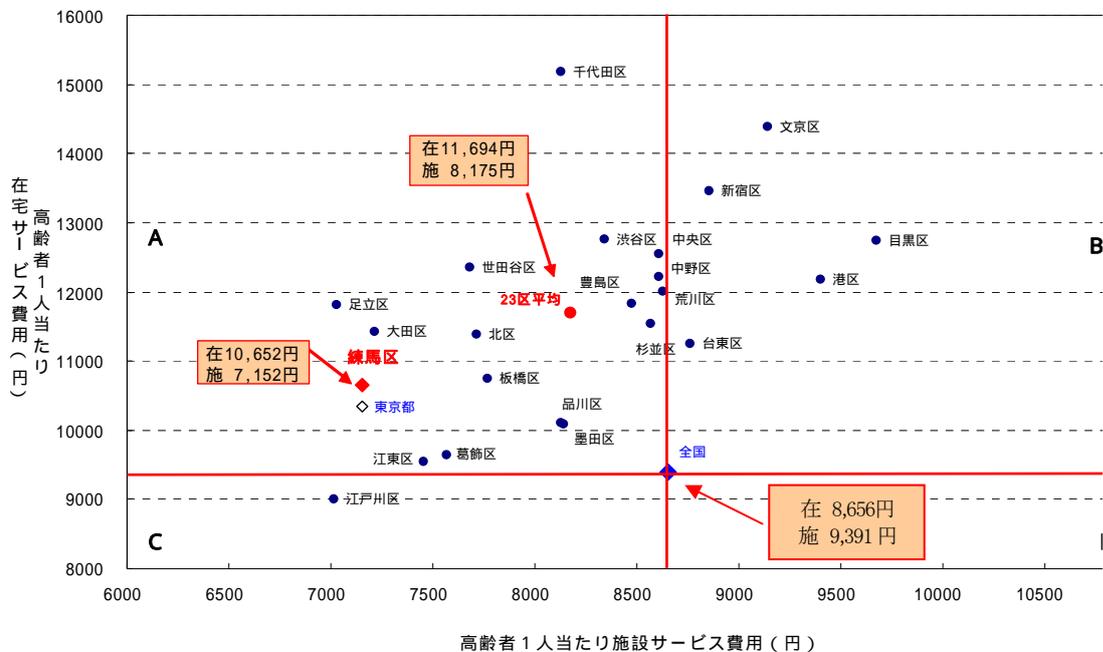
資料：「練馬の介護保険」

### 高齢者1人当たりの在宅・施設サービス費用の特別区(23区)比較

平成16年4月時点の高齢者1人当たりの在宅・施設サービス費用を23区平均と比べてみると、練馬区は在宅・施設サービス費用とも低くなっています。

### 特別区(23区)における高齢者1人当たりの在宅・施設サービス費用

(平成16年4月時点)



資料：「介護政策評価支援システム」

#### 4 介護サービスの基盤整備状況

##### 居宅サービスの整備状況

平成 17 年における練馬区に所在地を有している居宅サービス事業者数は 466 事業所あり、平成 15 年と比較すると 130 事業所、1.4 倍となっています。特に、居宅介護支援事業者、訪問介護事業者、通所介護事業者は、平成 12 年時点に比べて大きく増加しています。逆に、訪問入浴介護事業者、訪問リハビリテーション事業者、通所リハビリテーション事業者等は、横ばい状況となっています。

特に、短期入所生活介護事業者や短期入所療養介護事業者のように、併設施設の整備に伴い増加する業種は、併設施設の整備に左右されるため増えにくい状況です。

福祉用具の貸与事業者は、区内に所在していなくても広範囲での営業が可能なため、他地域からの出入りが激しく、区内での事業所設置は横ばい状況です。

また、法人格を所有していない状況等から基準該当サービス事業者として、登録によるサービス提供を行う事業者は、この 3 年間は、ほぼ横ばい状況です。

練馬区内に所在する居宅サービス事業者数

(単位：件数)

サービスの種類	平成 15 年		平成 16 年		平成 17 年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
居宅介護支援	113	33.6%	130	33.1%	158	33.9%
訪問介護	97	28.9%	121	30.8%	148	31.8%
訪問入浴介護	4	1.2%	4	1.0%	5	1.1%
訪問看護	29	8.6%	30	7.6%	30	6.4%
訪問リハビリテーション	7	2.1%	7	1.8%	7	1.5%
通所介護	35	10.4%	44	11.2%	58	12.4%
通所リハビリテーション	11	3.3%	12	3.1%	11	2.4%
短期入所生活介護	13	3.9%	16	4.1%	17	3.6%
短期入所療養介護	11	3.3%	11	2.8%	11	2.4%
福祉用具の貸与	16	4.8%	18	4.6%	21	4.5%
合 計	336	100.0%	393	100.0%	466	100.0%

注：練馬区内に所在する居宅サービス事業者を掲載。各年 4 月 1 日現在。

資料：「練馬の介護保険」

練馬区登録の基準該当サービス事業者数

(単位：件数)

サービスの種類	平成 15 年		平成 16 年		平成 17 年	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
居宅介護支援	2	28.6%	1	25.0%	2	22.2%
訪問介護	2	28.6%	1	25.0%	4	44.4%
通所介護	3	42.9%	2	50.0%	3	33.3%
合 計	7	100.0%	4	100.0%	9	100.0%

注：各年 4 月 1 日現在 資料：「練馬の介護保険」

### 施設サービスおよび入居系サービスの整備状況

平成 17 年度における介護保険施設および居宅系サービスのうちの入居系事業者は、27 事業所、2,883 床(定員数)となっています。施設別に定員数の内訳でみると、39.5%が介護老人福祉施設、次いで 25.9%が特定施設入所者生活介護事業者となっています。

平成 17 年度と平成 15 年度を比較してみると 11 事業所、579 床の増で、特に特定施設入居者生活介護事業者は、床数でも 1.72 倍、313 床と大きく増加しています。

認知症対応型共同生活介護事業者は、1 箇所の定員が現在 2 ユニット(18 人定員)以下という小規模施設であるため、この 3 年間で 4 事業所、63 人定員分の増加となっています。

### 練馬区内の介護保険施設および入居系サービス事業者数の整備状況

サービスの種類	平成 15 年			平成 16 年			平成 17 年		
	施設数	定員数	割合	施設数	定員数	割合	施設数	定員数	割合
介護老人福祉施設	14	985	42.8%	15	1,090	40.6%	16	1,140	39.5%
介護老人保健施設	6	620	26.9%	6	620	23.1%	6	620	21.5%
介護療養型医療施設	5	231	10.0%	5	231	8.6%	5	279	9.7%
認知症対応型共同生活介護	3	33	1.4%	5	60	2.2%	7	96	3.3%
特定施設入所者生活介護	6	435	18.9%	10	681	25.4%	11	748	25.9%
合 計	34	2,304	100%	41	2,682	100%	45	2,883	100%

注: 各年の左欄は施設箇所数、中央欄は整備床数(定員数)、右欄は整備床数の全体に占める割合。

各年 4 月 1 日現在。

資料:「練馬の介護保険」

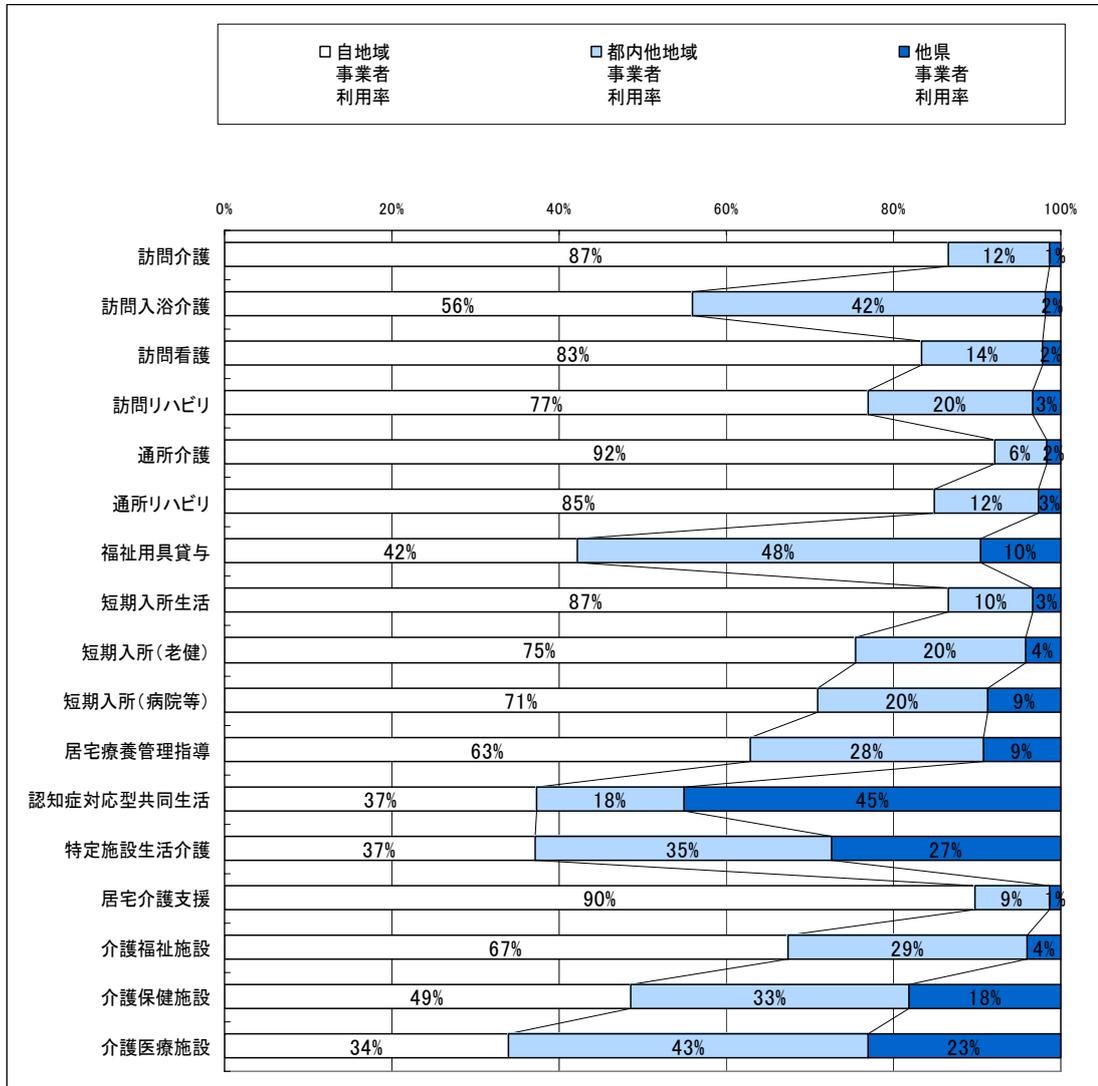
### 居宅サービスおよび施設サービスの区内事業者利用の状況

平成 17 年 2~7 月のサービス種別・地域別事業者供給状況をみると、利用者が通うことによりサービス提供が行われる通所介護・通所リハビリ等の通所系サービスは、約 9 割が区内事業者を利用しています。

また、訪問系サービスにおいては、福祉用具貸与が 42%、訪問入浴介護が 56%と、区内の事業者を利用する率は低い状況です。

入院・入所をしてサービス提供が行われる施設系サービスについては、介護療養型医療施設が 34%、認知症対応型共同生活介護が 37%、特定施設入居者生活介護が 37%、介護老人保健施設が 49%と、区内の事業者を利用する率は低い状況です。

サービス種別の地域別事業者供給状況 (平成17年2~7月集計分)



資料：東京都国民健康保険団体連合会「東京都介護給付実績分析システム」

介護老人福祉施設の待機者の状況

平成17年3月時点における練馬区内の介護老人福祉施設への入所を希望し待機している人は2,359人(実人員)です。平成16年4月から新基準による入所方法に変更したことにより待機者実人員は平成16年には減少しましたが、その後また増加に転じています。

平成17年における1人当たり申し込み数は平均4.3か所となっています。

練馬区内介護老人福祉施設の入所待機者の状況 (単位:人) 各年3月末現在

	待機者 実人員	第1号 被保険者 数比	待機者 延べ人員	1人当たり の平均申込数	区内施 設床数	第1号 被保険 者数
平成15年	2,430	2.2%	6,541	2.7	985	112,051
平成16年	2,262	2.0%	10,092	4.5	1,090	115,303
平成17年	2,359	2.0%	10,085	4.3	1,140	118,775

注：平成16年4月から入所基準を変更した。

## 5 第2期(平成15～17年度)介護保険事業計画の評価

### 第1号被保険者数および要介護認定者数の計画値と実績値の比較

第2期計画期間における第1号被保険者数は、計画数値と実績数値はほぼ見込んだとおりの結果です。

また、要介護認定者数は計画数値よりも実績数値の伸びが鈍化しており、平成17年度における計画比は95.5%です。要介護度別の内訳でみると、要支援、要介護1の計画数値と実績数値が乖離しており、特に要支援は計画比61.1%となっています。要介護5の要介護認定者数が計画数値以上に伸びています。

第1号被保険者では、ほぼ計画数値どおりの実績値となっていますが、年度とともに差が大きくなっています。第2号被保険者では、見込んだほど伸びていません。

### 第1号被保険者数の計画値と実績値の比較

	平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	計画 数値	実績 数値	計画 比	計画 数値	実績 数値	計画 比	計画 数値	見込 数値	計画 比
第1号 被保険者	112,591	110,419	98.1%	115,739	116,643	100.8%	119,299	120,635	101.1%
前期高齢者 (65～74歳)	68,077	65,658	96.4%	68,530	69,260	100.8%	69,855	70,224	100.5%
後期高齢者 (75歳以上)	45,286	44,761	98.8%	45,286	47,383	104.6%	49,444	50,411	102.0%

注：第1号被保険者数は年度の平均値、平成17年度は見込み数値。

資料：「練馬区高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)」

要介護認定者数の計画値と実績値の比較

	平成 15 年度			平成 16 年度			平成 17 年度		
	計画 数値	実績 数値	計画比	計画 数値	実績 数値	計画比	計画 数値	見込 数値	計画比
要介護認定者数	15,890	15,774	99.3%	17,890	17,661	98.7%	19,895	18,993	95.5%
要支援	2,552	2,313	90.6%	2,930	2,080	71.0%	3,325	2,031	61.1%
要介護 1	4,670	4,936	105.7%	5,314	5,995	112.8%	5,973	6,504	108.9%
要介護 2	2,735	2,570	94.0%	3,052	2,761	90.5%	3,362	3,110	92.5%
要介護 3	2,212	2,153	97.3%	2,473	2,415	97.7%	2,731	2,607	95.5%
要介護 4	2,083	2,109	101.2%	2,320	2,333	100.6%	2,552	2,541	99.6%
要介護 5	1,638	1,693	103.4%	1,801	2,077	115.3%	1,952	2,200	112.7%
内第 1 号被保険者	15,252	15,207	99.7%	17,188	17,063	99.3%	19,139	18,383	96.0%
要介護認定率	13.5%	13.8%		14.9%	14.6%		16.0%	15.2%	
内第 2 号被保険者	638	567		702	598		756	610	

注：要介護認定者数には第 1 号被保険者と第 2 号被保険者数を含む。数値は年間平均値、平成 17 年度は見込み数値。要介護認定率は、内第 1 号被保険者数/第 1 号被保険者数(81 ページ参照)  
資料：「練馬区高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)」

居宅サービスおよび施設サービス量の計画値と実績値の比較

第 2 期計画期間における居宅サービス受給者数は、平成 17 年度をみると計画比 96.1% となっており、この 3 年間では計画数値より少しずつ減少しているものの、ほぼ見込んだとおりとなっています。

サービス種類別には、特定施設入所者生活介護サービス・認知症対応型共同生活介護サービスが、計画比それぞれ 188.7%・124.7%と大きく計画数値を超えています。また、訪問リハビリテーションサービス・短期入所サービス・訪問入浴サービスは、計画比 36.9%・66.4%・67.8%と計画数値を大きく下回っています。

第 2 期計画期間における施設サービス受給者数は、平成 17 年度をみると計画比 88.2% となっており、この 3 年間では計画数値より 10 ポイント程度下回っています。

サービス種類別には、介護老人保健施設が計画比 75.8%となり、他のサービス以上に計画数値を下回っています。

居宅サービス量の計画値と実績値の比較

サービスの種類	平成 15 年度			平成 16 年度			平成 17 年度		
	計画 数値	実績 数値	計画比	計画 数値	実績 数値	計画比	計画 数値	見込 数値	計画比
訪問介護 時間/1月あたり	155,248	158,316	102.0%	179,459	177,820	99.1%	201,168	175,203	87.1%
訪問入浴介護 回/1月あたり	2,964	2,579	87.0%	3,367	2,596	77.1%	3,656	2,479	67.8%
訪問看護 回/1月あたり	6,093	5,654	92.8%	6,921	6,405	92.5%	7,574	7,072	93.4%
訪問リハビリテ-ション回 /1月あたり	426	293	68.8%	484	222	45.9%	529	195	36.9%
通所介護 回/1月あたり	22,755	20,853	91.6%	26,856	24,764	92.2%	30,776	29,806	96.8%
通所リハビリテ-ション回 /1月あたり	6,122	5,644	92.2%	7,151	5,890	82.4%	8,096	6,413	79.2%
福祉用具の貸与 人/1月あたり	4,528	4,233	93.5%	5,326	4,948	92.9%	6,068	5,499	90.6%
短期入所生活介護 日/1月あたり	5,974	4,651	77.9%	7,000	4,990	71.3%	8,000	5,571	69.6%
短期入所療養介護 日/2月あたり	1,356	940	69.3%	1,689	894	52.9%	2,015	1,081	53.6%
居宅療養管理指導 人/1月あたり	1,389	1,219	87.8%	1,579	1,381	87.5%	1,733	1,496	86.3%
認知症対応型共同生活介護 人/1月あたり	83	79	95.2%	120	140	116.7%	158	197	124.7%
特定施設入所者生活 介護 人/1月あたり	234	316	135.0%	264	460	174.2%	309	583	188.7%
居宅介護支援 人/1月あたり	9,911	9,239	93.2%	11,294	10,692	94.7%	12,536	11,339	90.5%
福祉用具購入費 人/1月あたり	201	169	84.1%	229	179	78.2%	253	194	76.7%
住宅改修費の支給 人/1月あたり	155	151	97.4%	177	138	78.0%	196	149	76.0%
居宅サービス受給者数人/1 月あたり	10,228	9,923	97.0%	11,678	11,477	98.3%	13,003	12,493	96.1%

注：計画数値・実績数値とも年間平均値。平成 17 年度は見込み数値。

資料：「練馬区高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)」

### 施設サービス量の計画値と実績値の比較

サービスの種類	平成 15 年度			平成 16 年度			平成 17 年度		
	計画 数値	実績 数値	計画比	計画 数値	実績 数値	計画比	計画 数値	見込 数値	計画比
介護老人福祉施設 (人/1 月あたり)	1,300	1,201	92.4%	1,357	1,360	100.2%	1,476	1,437	97.4%
介護老人保健施設 (人/1 月あたり)	718	606	84.4%	758	611	80.6%	898	681	75.8%
介護療養型医療施設 (人/1 月あたり)	605	542	89.6%	625	559	89.4%	645	545	84.5%
施設サービス受給者数 (人/1 月あたり)	2,623	2,349	89.6%	2,740	2,530	92.3%	3,019	2,663	88.2%

注：計画数値・実績数値とも年間平均値。平成 17 年度は見込み数値。

資料：「練馬区高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)」

### 居宅サービスおよび施設サービス事業費の計画値と実績値の比較

第 2 期計画期間における居宅サービス事業費は、平成 17 年度をみると計画比 96.0%となっており、この 3 年間では計画数値より少しずつ増加してきており、ほぼ見込んだとおりとなっています。

サービス種類別には、特定施設入所者生活介護サービス・認知症対応型共同生活介護サービスが、計画比それぞれ 194.9%・141.0%と大きく計画数値を超えています。また、訪問リハビリテーションサービス・短期入所療養介護は、計画比 36.1%・52.0%と計画数値を大きく下回っています。

第 2 期計画期間における施設サービス事業費は、平成 17 年度をみると計画比 78.2%となっており、計画数値を 30 ポイント以上下回っています。これは、平成 17 年 10 月から実施された施設給付の見直しによる影響が大きいと思われます。

居宅サービス事業費の計画値と実績値の比較

(単位：百万円)

サービスの種類	平成 15 年度			平成 16 年度			平成 17 年度		
	計画 数値	実績 数値	計画比	計画 数値	実績 数値	計画比	計画 数値	見込 数値	計画比
訪問介護	5,650	4,981	88.2%	6,528	5,442	83.4%	7,300	6,115	83.8%
訪問入浴介護	474	373	78.7%	538	369	68.6%	585	397	67.9%
訪問看護	692	528	76.3%	786	578	73.5%	860	725	84.3%
訪問リハビリテーション	29	18	62.1%	33	14	42.4%	36	13	36.1%
通所介護	2,262	2,138	94.5%	2,670	2,596	97.2%	3,054	3,538	115.8%
通所リハビリテーション	718	557	77.6%	839	624	74.4%	948	750	79.1%
福祉用具の貸与	757	766	101.2%	889	895	100.7%	1,009	1,093	108.3%
短期入所生活介護	786	533	67.8%	920	576	62.6%	1,050	672	64.0%
短期入所療養介護	190	116	61.1%	236	114	48.3%	281	146	52.0%
居宅療養管理指導	162	142	87.7%	185	168	90.8%	204	205	100.5%
認知症対応型共同生活介護	250	221	88.4%	362	412	113.8%	476	671	141.0%
特定施設入所者生活介護	551	686	124.5%	620	1,023	165.0%	726	1,415	194.9%
居宅介護支援	885	1,043	117.9%	1,008	1,182	117.3%	1,117	1,269	113.6%
福祉用具購入費	77	62	80.5%	88	59	67.0%	97	81	83.5%
住宅改修費	250	201	80.4%	285	189	66.3%	316	229	72.5%
居宅サービス事業費	13,734	12,365	90.0%	15,987	14,241	89.1%	18,058	17,342	96.0%

注：平成 17 年度は見込数値

資料：「練馬区高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)」、「練馬の介護保険」

施設サービス事業費の計画値と実績値の比較

(単位：百万円)

サービスの種類	平成 15 年度			平成 16 年度			平成 17 年度		
	計画 数値	実績 数値	計画比	計画 数値	実績 値	計画比	計画 数値	見込 数値	計画比
介護老人福祉施設	4,354	3,759	86.3%	4,549	4,066	89.4%	4,549	4,259	93.6%
介護老人保健施設	2,404	1,810	75.3%	2,539	1,836	72.3%	2,539	2,010	79.2%
介護療養型医療施設	2,866	2,334	81.4%	2,966	2,393	80.7%	2,966	2,324	78.4%
食事費用	1,948	1,343	68.9%	2,035	1,403	68.9%	2,035	862	42.4%
施設サービス事業費	11,573	9,246	79.9%	12,089	9,697	80.2%	12,089	9,455	78.2%

注：平成 17 年度は見込数値

資料：「練馬区高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)」、「練馬の介護保険」

介護保険料の賦課・収納状況

第2期計画期間における介護保険料は、サービス利用者数の増加等を見込んで、基準月額を3,300円と決めました。これは、給付費の見込みからは3,600円相当でしたが、介護給付費準備基金の取り崩しをすることで低く設定しました。また、第2段階における対象者の所得の幅が広いことから、区独自の介護保険料の軽減の仕組みも取り入れました。

介護保険料を納める第1号被保険者数は、この3年間増加を続けています。所得段階別の内訳をみてみますと、第2段階の方が微増し、第4段階と第5段階の本人課税者である層が微減しています。

第2期計画期間における介護保険料の収納状況は、計画において見込んだ必要収納額を上回っていますが、収納率は少しずつ低下しています。平成17年度見込みでは97.5%です。

第1・2期事業計画期間の介護保険料の設定状況

(単位:円)

第1期	所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
		・老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税 ・生活保護受給者 基準額×0.5	本人および世帯全員が非課税	本人非課税で世帯の中に課税者がいる	本人課税で合計所得金額が250万円未満	本人課税で合計所得金額が250万円以上
12年度		4,600	7,000	9,300	11,600	14,000
13年度		13,900	20,900	27,900	34,900	41,900
14年度		18,600	27,900	37,200	46,500	55,800
第2期	所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
		・老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税 ・生活保護受給者 基準額×0.5	本人および世帯全員が非課税	本人非課税で世帯の中に課税者がいる	本人課税で合計所得金額が200万円未満	本人課税で合計所得金額が200万円以上
15~17年度		19,800	29,700	39,600	49,500	59,400
第2期と第1期の年額の増減		1,200	1,800	2,400	3,000	3,600
(基準額6.5%増)						

資料:「練馬の介護保険」

保険料段階別の第1号被保険者数の状況 (単位:人) 各年3月末現在

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	合計
平成15年	3,332	33,042	33,585	22,344	19,748	112,051
	3.0%	29.5%	30.0%	19.9%	17.6%	100.0%
平成16年	3,603	35,146	34,131	16,442	25,981	115,303
	3.1%	30.5%	29.6%	14.3%	22.5%	100.0%
平成17年	3,858	37,328	34,547	17,175	25,867	118,775
	3.2%	31.4%	29.1%	14.5%	21.8%	100.0%

注：平成17年は見込数値

資料：「練馬の介護保険」

介護保険料の必要収納額状況 (単位:百万円)

	必要収納予定額	保険料収納額	収納率
平成15年度	4,082	4,620	97.7%
平成16年度	4,578	4,724	97.5%
平成17年度	5,130	4,848	97.5%
計	13,790	14,193	-

注：必要収納額は第2期計画策定段階で見込んだ額。保険料収納額は平成15～16年度は現年分の収納実績、平成17年度は見込数値、その右欄は介護保険料収納率。

資料：「練馬の介護保険」

生計困難な方の介護保険料の減額

	減額者数(人)	助成金額(円)
平成15年度	373	3,519,500
平成16年度	233	2,179,200
平成17年度	233	2,238,800

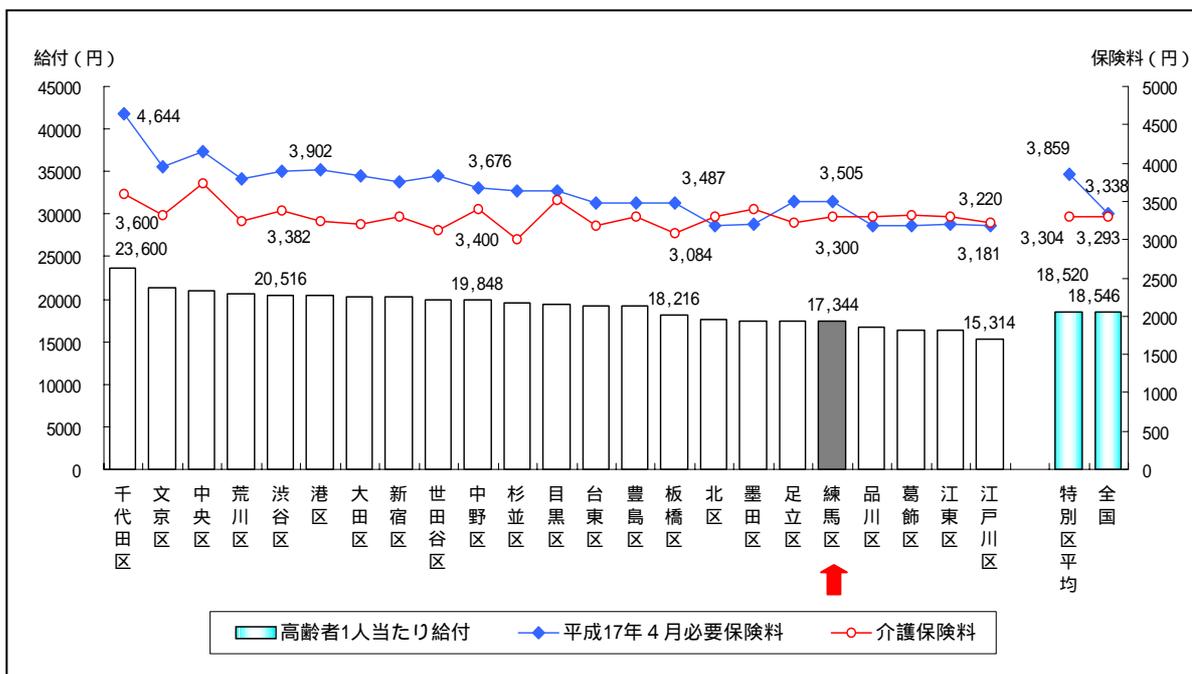
注：平成17年度は見込数値

資料：「練馬の介護保険」

特別区(23区)における高齢者1人当たりの保険給付額および介護保険料の状況

平成17年4月実績の介護給付費から23区における高齢者1人当たりの保険給付費をみると、練馬区は17,344円で5番目に低い状況です。第2期計画期間における介護保険料は23区平均が3,304円で、練馬区の3,300円とほぼ同額となっています。

特別区(23区)における高齢者1人当たりの保険給付額および介護保険料



資料：「介護政策評価支援システム」

## [2] 計画の方向性

### 1 第3期介護保険事業計画の基本的方向

第2期介護保険事業計画においては、高齢者がたとえ介護を要する状態となっても、住み慣れた家庭や地域で生活を続けていけるよう、練馬区では「居宅生活重視」の視点を高齢者施策の中心に置き、介護保険サービスの充実を図るとともに、予防的観点からの施策の充実やサービスを総合的・一体的に提供できるよう施策を展開してきました。

第2期事業計画期間中において新たに実施した事業および充実させた事業は、次のとおりです。

#### 【平成15年度】

1	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所基準の見直し
2	地域型在宅介護支援センターの増設
3	介護保険料の独自軽減策の実施
4	高齢者見守りネットワーク事業の創設
5	ケアマネジャー研修の充実
6	いきがいデイサービス事業の拡充
7	認知症専門相談の実施
8	地域リハビリテーション事業の検討
9	介護保険事業者自己評価、利用者評価の実施
10	短期入所生活介護(ショートステイ)の空き情報の提供
11	介護保険活用読本「くらしいきいき介護保険」の発行

#### 【平成16年度】

1	高齢者緊急ショートステイ事業の創設
2	よりあいひろば事業の創設
3	高齢者筋力向上トレーニング事業の創設
4	第三者評価事業の創設
5	成年後見制度専門相談事業の創設
6	高齢者リフト付き福祉タクシー事業の創設
7	高齢者食事サービス事業の見直し
8	紙おむつなどの支給事業の見直し
9	短期入所生活介護(ショートステイ)の予約方法の変更
10	「中高年からの介護予防読本」の発行
11	介護保険サービス利用者、介護保険サービス未利用者、介護保険サービス事業者調査の実施
12	介護保険公開ヒアリング会議の実施

【平成17年度】

1	介護保険料の独自軽減策の継続
2	生計困難な方に対する利用者負担軽減策の継続
3	認知症予防検討委員会の設置
4	認知症予防対策高齢者実態調査の実施
5	介護保険制度改正に伴う地域説明会の開催
6	区立特別養護老人ホーム等の利用に係る料金の変更（居住費・食費の利用者負担）
7	特定入所者介護サービス費（補足給付）の創設
8	生計困難な方に対する利用者負担軽減策の変更・実施
9	パンフレット「みんなで支えよう介護保険」の発行
10	介護保険制度改正シンポジウムの開催
11	地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会の設置

また、区民参加を基本に区と一体となった取り組みをさらに充実するため、次の会議や事業者支援の施策を独自に実施してきました。

1	介護保険運営協議会<平成15年度より第2期としてスタート>
2	介護サービス事業者連絡協議会<平成14年度設立>
3	練馬ケアマネジャー連絡会<平成14年度設立>
4	在宅介護支援センター会議
5	地域ケア会議およびミニ地域ケア会議<ミニ地域ケア会議は平成16年度から>
6	短期入所生活介護（ショートステイ）事業者連絡会議<平成15年度から>
7	居宅サービス充実の在り方検証グループ会議<平成16年度から>
8	地域密着型サービス事業者連絡会議<平成17年度から>
9	介護予防サービス提供に係るガイドライン作成プロジェクトチーム<平成17年度から>

今後は、75歳以上の後期高齢者の人口の増加、平成26年には戦後のベビーブーム世代のいわゆる団塊の世代が高齢期を迎えること、そして一人暮らし世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加も予測されています。

これまでの介護保険事業の実施状況や、高齢者人口等の増加が予測される中で、第3期事業計画の策定に向けて、練馬区では次のような課題があると考えます。

<p>「居宅生活重視」の視点を更に追求し、区民が安心して居宅での生活が継続できる仕組みづくりを推進するとともに、地域包括ケアシステムを構築する。予防重視型システムへの転換を推進する。 認知症高齢者のケア体制を充実する。 地域の課題は地域で解決できる仕組みづくりを推進する。 保険者の機能を明確にするとともに執行体制を充実する。</p>
---

介護保険法成立時から予定されていた経過5年目の見直しにより、今回、介護保険法が大幅に改正され、平成18年度（一部は平成17年度から施行）から施行されることになりました。

制度見直しにあたっては、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点としています。

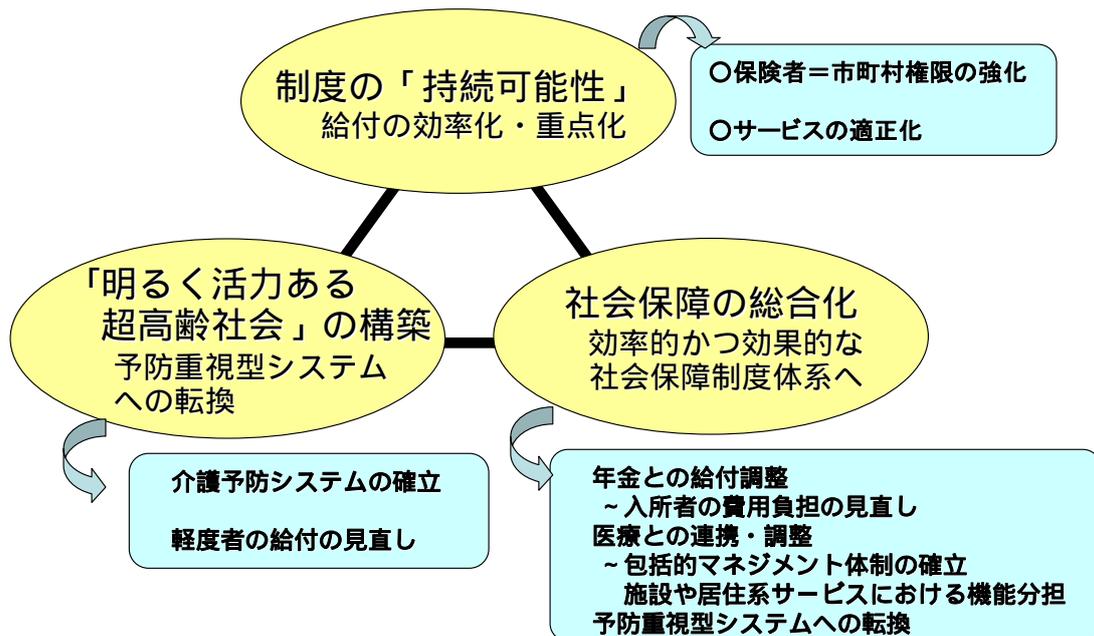
高齢者が人生の最後まで個人として尊重され、その人らしく暮らしていくことを実現する「尊厳を支えるケア」を目指すことが求められています。

これらの制度改正の趣旨を踏まえ、練馬区における第3期介護保険事業計画の策定するにあたり、その基本的方向を次のように定めます。

「年齢を重ねて介護状態になっても、一人ひとりが尊厳を保持するとともに、住み慣れた練馬で安心して暮らしていける地域のケアシステムを確立する」

～ 持続可能な介護保険制度の構築を目指して ～

## 介護保険制度見直しの基本的視点



## 2 日常生活圏域の設定

第3期事業計画期間における基本的方向を具体的に進めるために、高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、練馬区を4地域に区分した「日常生活圏域」を設定します。

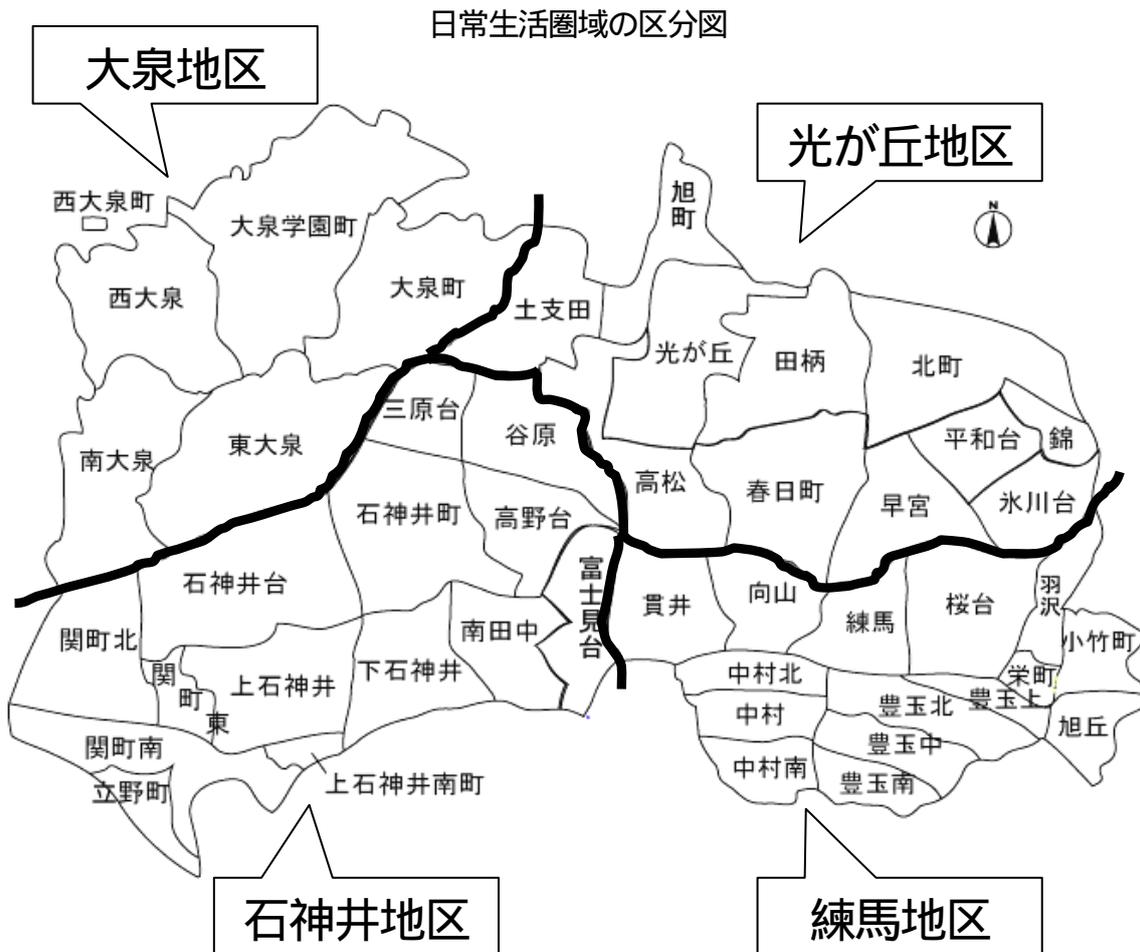
これは練馬区における地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定めるものです。

練馬区では、福祉施策を推進するため、区内に4か所の福祉事務所を設置し、総合福祉事務所体制をとってきました。

また、この総合福祉事務所内に、基幹型在宅介護支援センターを設置し、介護保険事業の充実を図ってきました。

区民にとっても親しみ深く、分かりやすいこの体制を強化・充実する方向から、介護保険事業における日常生活圏域の設定も、総合福祉事務所管轄と同一地域としました。

今後は、身近な地域である4つの日常生活圏域ごとに、地域包括支援センターの設置 44、110～111 参照、地域密着型サービス拠点の整備 57～58、130～131 参照 を進めていきます。



日常生活圏域別の第1号被保険者数(65歳以上の高齢者)をみると、石神井地区が最も多く35,527人、次いで光が丘地区、練馬地区、大泉地区の順になっています。

次に、日常生活圏域別の第1号被保険者における要介護認定者数をみると、石神井地区が最も多く5,644人、次いで光が丘地区、練馬地区、大泉地区の順になっています。平均要介護度は、光が丘地区が最も高く2.28、練馬区全体の平均2.24よりも高くなっています。また、第1号被保険者における要介護認定率は、練馬地区が最も高く16.5%、次いで石神井地区15.9%となっており、この2地区は練馬区全体の平均15.5%よりも高くなっています。

日常生活圏域別の第1号被保険者の状況 [単位：人]

	練馬地区	光が丘地区	石神井地区	大泉地区	合計
第1号被保険者	26,321	32,072	35,527	26,157	120,077
前期高齢者(65～74歳)	14,300	19,581	20,211	15,992	70,084
第1号被保険者に占める割合	54.3%	61.1%	56.9%	61.1%	58.4%
後期高齢者(75歳以上)	12,021	12,491	15,316	10,165	49,993
第1号被保険者に占める割合	45.7%	38.9%	43.1%	38.9%	41.6%

注：平成17年10月1日現在

日常生活圏域別の要介護認定者の状況 [単位：人]

	練馬地区	光が丘地区	石神井地区	大泉地区	合計
要支援	429	451	683	468	2,031
要介護1	1,506	1,661	2,071	1,233	6,471
要介護2	753	865	871	572	3,061
要介護3	610	664	745	521	2,540
要介護4	582	674	679	494	2,429
要介護5	466	591	595	447	2,099
合計	4,346	4,906	5,644	3,735	18,631
平均要介護度	2.22	2.28	2.13	2.23	2.24
要介護認定率	16.5%	15.3%	15.9%	14.3%	15.5%

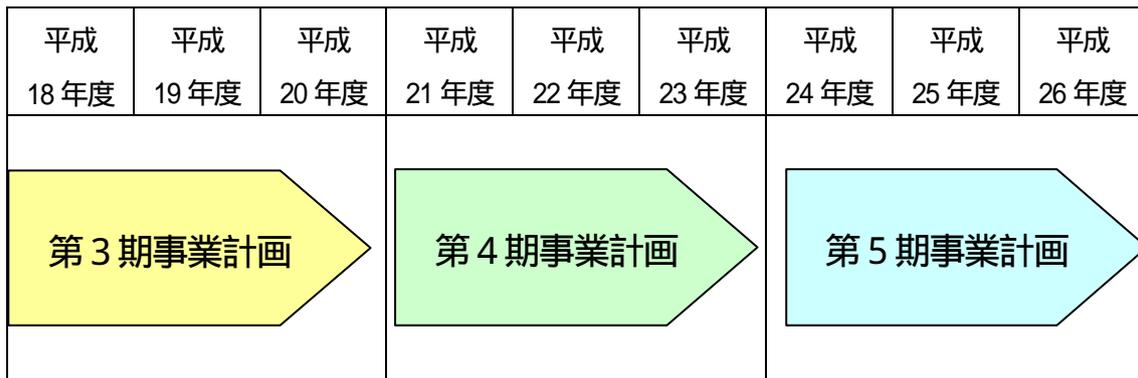
注：平成17年10月1日現在。要介護認定率は、各地区の第1号被保険者数に占める割合。

### 3 平成 26 年度の高齢者像および計画目標

平成 26 年度には、戦後のベビーブーム世代のいわゆる団塊の世代が 65 歳となります。この方々は、高度経済成長期に青年期を過ごすなど、現在の高齢者とは異なる時代を経験してきました。生活様式、考え方、価値観は一層多様化するものと考えられます。また、世帯構成など介護にとっての基本的環境も変化していくことが予測されます。

さらに、現時点においても要介護認定者の 6 割以上の方に何らかの認知症の症状が認められています。今後、要介護認定者の増加に比例して、認知症高齢者も増加することが予測されます。

そのため、10 年後の練馬区における高齢者介護の姿を念頭に置いて長期的な目標を立てるとともに、介護保険制度の持続可能性の確保、明るく活力ある高齢社会の構築等を基本的視点とし、第 3 期介護保険事業計画はそこに至る中間段階の位置づけとして計画を定めます。



### 第1号被保険者等の見込み

第1号被保険者に占める前期高齢者(65～74歳)と後期高齢者(75歳以上)の割合は、平成17年度では6：4ですが、平成26年度には5：5と、後期高齢者が半分を占める状態に増加すると見込んでいます。

総人口に占める第1号被保険者の割合は、平成17年度は17.5%ですが、平成26年度には20%を大きく超え、5人に1人が第1号被保険者になるものと見込んでいます。

平成17年の全世帯数に占める65歳以上の単身世帯の割合は9.2%、65歳以上の夫婦のみの世帯は6.8%となっています。高齢者人口の増加に伴い、平成26年度にはそれぞれ、12.0%、8.2%で両者を合わせて全世帯数の2割になると見込んでいます。

第1号被保険者数の見込み

[単位：人]

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 3年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
総人口	687,804	691,983	695,413	698,374	700,872	702,999	704,858	706,552	707,676	708,450
第1号被保険者数	120,402	124,963	128,886	132,660	135,624	137,075	138,639	142,270	146,269	149,838
前期高齢者 (65～74歳)	70,142	71,470	72,201	72,880	73,093	71,532	70,221	71,179	73,436	75,452
後期高齢者 (75歳以上)	50,260	53,493	56,685	59,780	62,531	65,543	68,418	71,091	72,833	74,386
総人口に占める 割合	17.5%	18.1%	18.5%	19.0%	19.4%	19.5%	19.7%	20.1%	20.7%	21.2%

注：平成17年度は10月1日現在の実数値。平成18年度以降は、区の人口推計をもとに算定した当該年度の平均の推計値。

世帯数の見込み

[単位：人]

	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
全世帯数	310,889	314,248	318,431	322,387	326,248	330,088	334,048	337,953	341,844	345,743
65歳以上の単身世帯	28,726	30,252	31,682	33,097	34,540	35,994	37,429	38,866	40,308	41,750
全世帯数に占める割合	9.2%	9.6%	9.9%	10.2%	10.5%	10.9%	11.2%	11.5%	11.7%	12.0%
65歳以上の夫婦のみの世帯	21,333	22,116	22,965	23,755	24,545	25,347	26,155	26,953	27,752	28,554
全世帯数に占める割合	6.8%	7.0%	7.2%	7.3%	7.5%	7.6%	7.8%	7.9%	8.1%	8.2%

注：平成17年および平成18年は1月1日現在の住民基本台帳における実数値。平成19年以降は過去の実数値をもとに算定した推計値。

## 要介護認定者数の見込み

平成 17 年度における第 1 号被保険者の要介護認定率は 15.2%ですが、平成 26 年度には 19.6%と見込んでいます。

第 2 号被保険者の要介護認定者数は、特定疾病が原因と限られているため微増の状況です。今後、末期がん等が要介護認定時の特定疾病の対象となることにより、一定程度の増加が見込まれます。しかし、現実的なデータがないため見込んでおりません。

認知症の症状があり、日常生活上で何らかの見守り等の介護が必要な要介護認定者数は、平成 26 年度には 13,351 人で、要介護認定者数の 44.4%と見込んでいます。

### 第 1 号被保険者の要介護認定者数の見込み(自然体) [単位：人]

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要介護 認定者数	18,353	20,007	21,623	23,186	24,177	25,199	26,274	27,424	28,495	29,435
要支援 1	2,004	2,056	2,105	2,111	2,197	2,281	2,368	2,458	2,538	2,602
要支援 2	-	3,478	4,176	4,932	5,138	5,348	5,567	5,800	6,013	6,196
要介護 1	6,322	3,479	3,417	3,288	3,426	3,565	3,712	3,867	4,008	4,130
要介護 2	2,964	3,238	3,512	3,782	3,943	4,107	4,278	4,467	4,646	4,802
要介護 3	2,516	2,753	3,018	3,283	3,425	3,575	3,733	3,905	4,061	4,207
要介護 4	2,435	2,633	2,822	3,011	3,146	3,291	3,447	3,609	3,766	3,908
要介護 5	2,112	2,370	2,573	2,779	2,902	3,032	3,169	3,318	3,463	3,590
要介護 認定率	15.2%	16.0%	16.8%	17.5%	17.8%	18.4%	19.0%	19.3%	19.5%	19.6%

注：平成 17 年度は 10 月 1 日現在の実数値。平成 18 年度以降は当該年度の平均の推計値。

### 第 2 号被保険者の要介護認定者数の見込み(自然体) [単位：人]

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要介護 認定者数	640	590	595	607	613	625	636	642	647	648
要支援 1	27	24	24	24	24	24	24	24	25	25
要支援 2	-	82	91	101	103	104	106	107	108	108
要介護 1	182	83	75	67	68	70	71	72	72	72
要介護 2	146	134	134	138	139	142	143	146	147	148
要介護 3	91	85	86	87	88	89	93	93	93	93
要介護 4	106	100	100	104	104	107	109	109	110	110
要介護 5	88	83	85	86	87	89	90	91	92	92

注：平成 17 年度は 10 月 1 日現在の実数値。平成 18 年度以降は当該年度の平均の推計値。

### 認知症の症状がある要介護認定者数の見込み(自然体) [単位：人]

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日常生活自立度Ⅱ以上	7,649	8,752	9,479	10,209	10,686	11,207	11,755	12,330	12,875	13,351

注：平成 17 年度は 6 月 1 日現在の実数値。平成 18 年度以降は推計値。

### 介護予防の効果の目標

第3期事業計画を策定するにあたり、国は介護予防事業の効果の目標値として、平成20年度における地域支援事業実施による効果を対象者の20%、新予防給付実施による効果を対象者の10%と示しています。

練馬区においては、平成18・19年度においては、国から示された平成20年度における効果目標値を出せるよう事業の精査と合わせて、効果をあげていきます。効果とは、事業実施によりその方の生活機能に一定の改善がみられ、要介護度が低下(改善)するか、または維持している状態です。

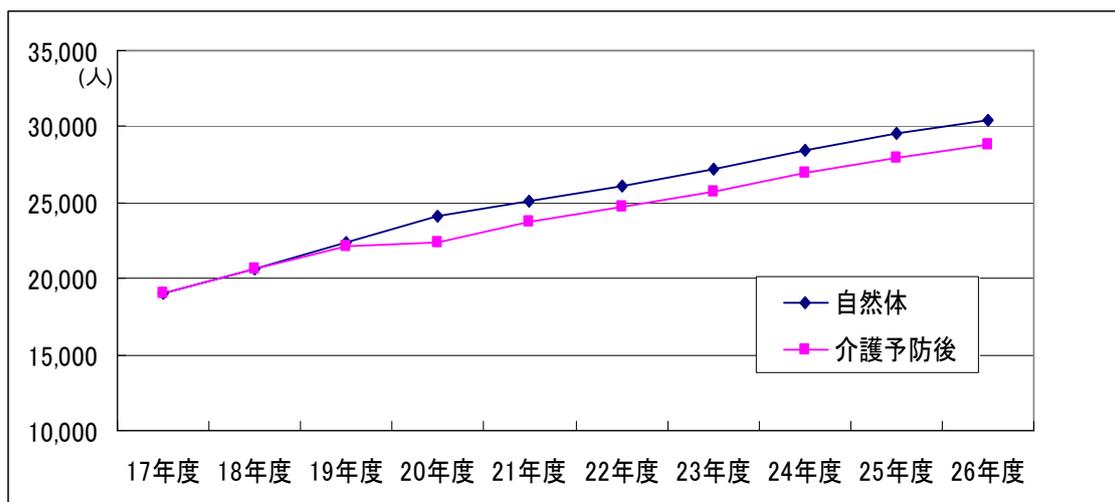
介護予防後の要介護認定者数の見込み

[単位：人]

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
要介護 認定者数	18,993	20,693	22,089	22,409	23,789	24,684	25,744	26,895	27,944	28,856
要支援1	2,031	2,142	2,303	2,378	2,369	2,428	2,528	2,638	2,731	2,806
要支援2	-	3,561	4,420	5,145	5,177	5,314	5,531	5,779	6,002	6,189
要介護1	6,504	3,560	3,558	3,403	3,467	3,576	3,729	3,883	4,028	4,133
要介護2	3,110	3,372	3,290	3,384	3,382	3,544	3,967	3,859	4,006	3,991
要介護3	2,607	2,848	2,975	3,175	3,250	3,399	3,553	3,714	3,857	3,927
要介護4	2,541	2,743	2,888	3,060	3,174	3,321	3,477	3,635	3,789	3,658
要介護5	2,200	2,467	2,655	2,854	2,970	3,102	3,238	3,387	3,531	3,540

注：第1号被保険者および第2号被保険者の合計値。平成17年度は10月1日現在の実数値。平成18年度以降は当該年度平均の介護予防後の要介護認定者数の推計値。

自然体と介護予防後の要介護認定者数の比較



介護予防の実施に基づく要介護認定者数の見込み

[単位：人]

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
高齢者人口	120,273	124,593	128,516	132,285	135,249	136,700	138,264	141,895	145,894	149,463
地域支援事業 対象者	-	2,492	4,154	6,486	7,248	7,465	7,577	7,758	7,971	8,170
地域支援事業 対象割合	-	2.0%	3.0%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%
要介護認定者数 (自然体)	18,993	20,596	22,217	23,793	24,790	25,824	26,910	28,066	29,142	30,083
要支援1	2,031	2,080	2,129	2,135	2,221	2,305	2,392	2,482	2,563	2,627
要支援2	-	3,561	4,267	5,033	5,241	5,452	5,674	5,908	6,121	6,304
要介護1	6,504	3,560	3,492	3,355	3,494	3,635	3,782	3,938	4,080	4,202
要介護2	3,110	3,372	3,646	3,920	4,082	4,249	4,421	4,613	4,793	4,950
要介護3	2,607	2,838	3,104	3,370	3,513	3,664	3,826	3,998	4,154	4,300
要介護4	2,541	2,733	2,922	3,115	3,250	3,398	3,556	3,718	3,876	4,018
要介護5	2,200	2,452	2,657	2,865	2,989	3,121	3,259	3,409	3,555	3,682
要支援・要介護1 (自然体)	8,535	9,201	9,888	10,523	10,956	11,392	11,848	12,328	12,764	13,133
要支援・要介護1 (介護予防後)	-	9,201	10,141	10,669	10,726	11,015	11,457	11,959	12,408	12,780
地域支援事業 効果	-	12.0%	16.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
新予防給付 効果	-	6.0%	8.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
新予防給付対象 者(要支援1~2)	-	5,641	6,584	7,269	7,266	7,447	7,744	8,085	8,387	8,636
要介護2~5 (自然体)	10,458	11,395	12,329	13,270	13,834	14,432	15,062	15,738	16,378	16,950
要介護2~5 (介護予防後)	-	11,395	11,777	12,459	12,767	13,359	13,960	14,592	15,182	15,709

注：第1号被保険者および第2号被保険者の合計値。平成17年度は10月1日現在の実数値。平成18年度以降は当該年度の平均値。

### 介護保険施設および介護専用型居住系施設の利用者数の目標

平成 26 年度における介護保険施設および介護専用型居住系施設の利用者数を、要介護 2～5 の認定者数の約 30%と見込みました。

平成 17 年度における同比率が 27.3%と全国平均の 41%と比較すると低い状態にあります。平成 26 年度の第 1 号被保険者の要介護認定率を 19.6%と見込んでおり、後期高齢者が平成 26 年度以降に急増するため、この 10 年間の目標値は可能な限り低い目標にしました。

#### 要介護 2～5 に占める介護保険施設および介護専用型居住系施設の利用者数の見込み [単位：人]

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護保険施設および 介護専用型居住系 サービス利用者	2,860	3,485	3,731	3,882	4,126	4,342	4,395	4,477	4,497	4,572
要介護 2～5 の 認定者数	10,458	11,395	11,777	12,459	12,767	13,359	13,960	14,592	15,182	15,709
要介護 2～5 に占める 介護保険施設、介護専 用型居住系サービス利 用者の割合	27.3%	30.6%	31.7%	31.2%	32.3%	32.5%	31.5%	30.7%	29.6%	29.1%

注：平成 17 年度は見込み数値。18 年度以降は推計値。

#### 介護保険施設および介護専用型居住系施設の利用数の見込み [単位：人]

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護保険施設	2,663	2,826	2,985	3,072	3,254	3,388	3,435	3,489	3,516	3,597
介護老人 福祉施設	1,437	1,493	1,579	1,632	1,675	1,675	1,675	1,675	1,675	1,675
介護老人 保健施設	681	746	819	826	906	986	986	986	986	986
介護療養型 医療施設	545	587	587	587	612	612	612	612	612	612
地域密着型 介護老人福祉施設	0	0	0	27	61	115	162	216	243	324
介護専用型居住系施設	197	676	742	808	871	954	960	988	981	975
認知症高齢者 グループホーム	197	346	398	426	453	499	497	522	511	502
介護専用型 特定施設	0	313	348	384	419	455	463	466	470	473
地域密着型 特定施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2,860	3,485	3,731	3,882	4,126	4,342	4,395	4,477	4,497	4,572

注：平成 17 年度は見込み数値。18 年度以降は推計値。

### 介護保険施設利用者の内訳の目標

介護保険施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設および地域密着型介護老人福祉施設)の利用者に占める要介護4～5の認定者の割合を、平成26年度には70%と見込みました。

これは、施設に入所する前提として、居宅サービスだけでは在宅生活が継続できない状態になったときの最後の手段として施設サービスを利用するということで、要介護4～5の方の利用割合の目標を定めたものです。

介護保険施設利用者に占める要介護4～5の認定者の見込み [単位：人]

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護保険施設 利用者数	2,663	2,826	2,985	3,072	3,254	3,388	3,435	3,489	3,516	3,597
要介護4～5の 利用者数	1,702	1,829	1,942	2,023	2,165	2,278	2,333	2,394	2,437	2,518
施設利用者に 占める要介護 4～5の割合	63.9	64.7%	65.1%	65.9%	66.5%	67.2%	67.9%	68.6%	69.3%	70.0%

注：平成17年度は10月1日現在の実数値。18年度以降は当該年度の平均の推計値。

#### 4 平成 26 年度を目指した重点的な取組み

平成 26 年度には、戦後のベビーブーム世代のいわゆる団塊の世代が 65 歳となり高齢者人口がピークになりますが、第 1 号被保険者に占める前期高齢者と後期高齢者の割合は 5 : 5 です。これは、後期高齢者人口が急速に伸びていることも示しています。

そのため、高齢者人口がピークになる平成 26 年度を目指して、練馬区では次の重点的な取組みを行います。

区民が安心して居宅での生活が継続できる仕組みづくりを推進し、地域包括ケアシステムを構築する。

予防重視型システムを構築する。

認知症高齢者のケアシステムを構築する。

**区民が安心して居宅での生活が継続できる仕組みづくりを推進し、地域包括ケアシステムを構築する。**

年齢を重ね要介護状態になったとしても、その人らしい生活を継続できる仕組みが地域に必要です。練馬区では日常生活圏域ごとに、地域包括ケアシステムを推進していくセンター機能を備えた「地域包括支援センター」を平成 18 年度から設置します。

地域包括支援センターは、総合相談支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント事業、包括的・継続的マネジメント事業の 4 事業を実施します。

##### 1) 総合相談支援事業

地域の高齢者の心身の状況や居宅における生活の実態状況などを把握し、初期相談対応、継続的・専門相談対応を踏まえ保健・医療・福祉・権利擁護、その他の関連施策に関わる総合的な相談支援を行います。

##### 2) 権利擁護事業

高齢者虐待や消費者被害等が急増しているため、高齢者の権利擁護事業を総合的かつ迅速的に行います。

##### 3) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援・要介護になる恐れのある特定高齢者を対象に、できる限り要介護状態へ移行することを防ぐ(予防する)ことを目的に、介護予防ケアマネジメントを行います。また、要支援 1・要支援 2 の方のマネジメント業務も合わせて行います。

#### 4) 包括的・継続的マネジメント事業

主治医・ケアマネジャーなどとの多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行います。特に、ケアマネジャーに対する個別相談・指導、支援困難事例への指導助言、地域の多くの関連施設やボランティアなど様々な地域資源との連携・協力体制の整備などを通して、包括的・継続的なケア体制の構築を行います。

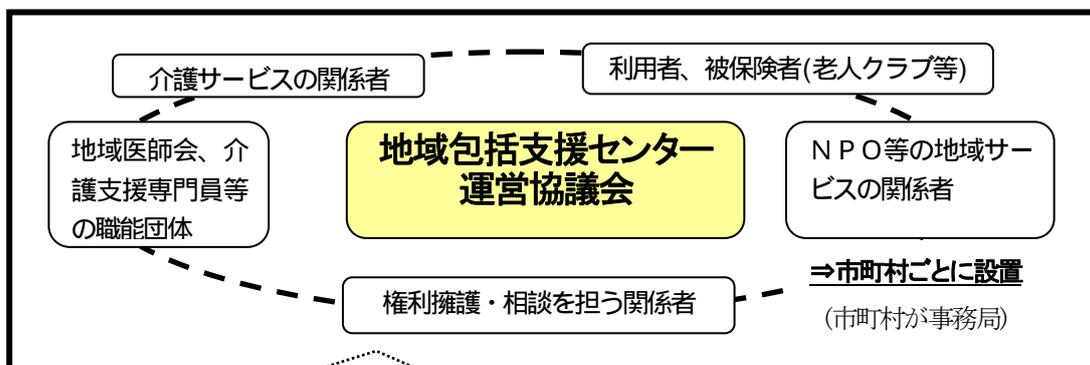
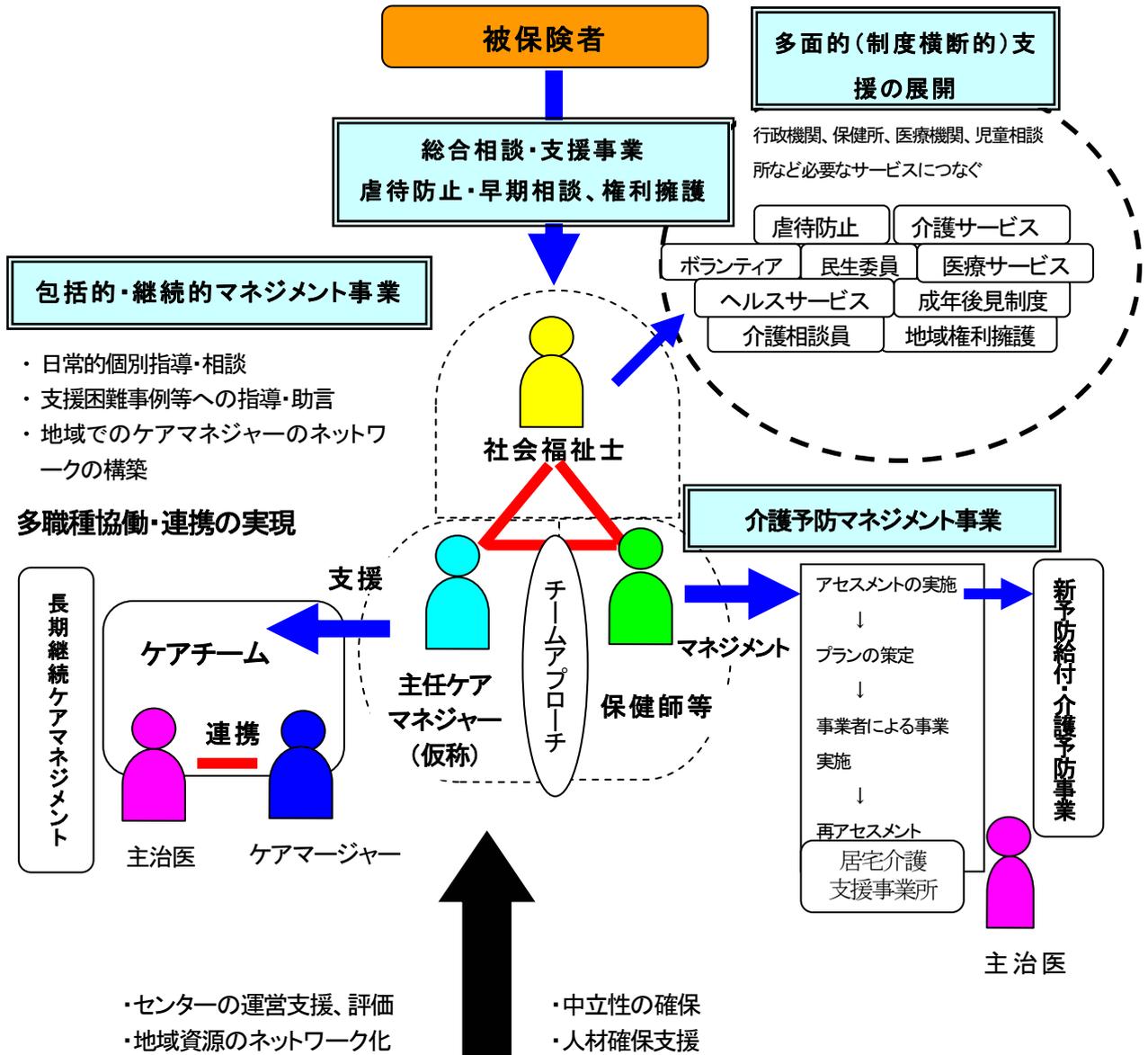
地域包括支援センターには上記の業務を行うため、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーを配置することが求められています。また、適切な運営を行うために、地域包括支援センター運営協議会の設置が求められています。これは、被保険者、行政機関、介護保険サービス事業者、保健医療福祉関係者、居宅介護支援事業所等で構成し、地域包括支援センターの運営全般について協議し、センターの公平・中立性を図るために設けるものです。運営協議会は、市町村ごとに設置する必要があります。

そして、在宅で 24 時間、365 日の安心を提供できる仕組みを推進するため、総合相談体制を充実するとともに、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護保険サービスを中心とした様々な支援が継続的・包括的に提供されるようにします。

さらに、地域型在宅介護支援センター機能を見直し再配置するとともに、区民に身近な介護の相談機関として、地域包括支援センターと連携し地域支援のネットワークを形成します。

また、ケアマネジャーが主治医と連携するための仕組みを構築するとともに、在宅介護の質の向上を図り、地域資源とサービスが一体的に利用できるよう取り組みます。

## 地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



包括的支援事業の円滑な実施、センターの中立性・公正性の確保の観点から、地域の実情を踏まえ、構成員を選定。

練馬区においては、地域包括支援センターを次のとおり設置し、地域包括ケアシステムを構築します。

1) 設置数

日常生活圏域ごとに1か所、計4か所設置します。地域包括支援センターの圏域も日常生活圏域と同一にします。

2) 設置の考え方

現在の基幹型在宅介護支援センター(4か所)を改組し、充実・発展させる形で地域包括支援センターとします。

3) 運営主体

原則、練馬区の直営とします。

4) 職員体制

職員体制は、求められている3職種(社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー)をそれぞれ配置します。ただし、主任ケアマネジャーとなりうる職種については、民間法人からの出向制度等を活用します。配置数については、日常生活圏域内の高齢者数、業務量等を勘案し、配置します。

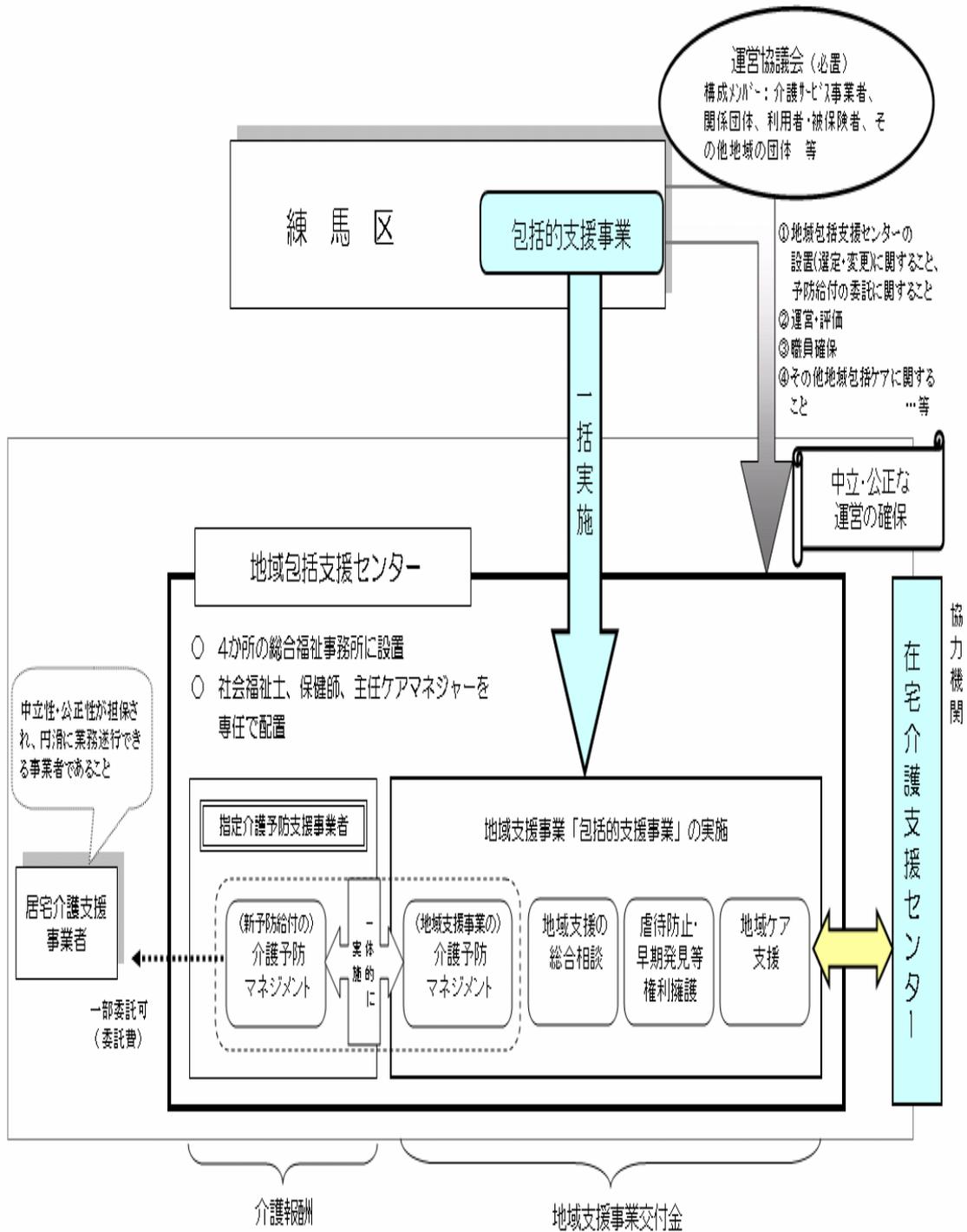
5) 運営体制

地域包括支援センターの公平・中立性を図り、適切な運営を行う目的で、地域包括支援センター運営協議会を設置します。平成17年度においては、既存の介護保険運営協議会を活用し、平成18年度から新たに設置します。

6) 関連事項

この他、地域ケアの充実を図り、地域包括支援センター機能の体制を強化するため、現在の地域型在宅介護支援センターを見直し、区の介護に関わる窓口として存続いたします。例えば、介護保険全般に係る相談取扱窓口や見守りネットワーク等を充実する業務として委託します。

## 練馬区における地域包括支援センターのイメージ



## 予防重視型システムを構築する。

要支援・要介護状態になる前の段階から自立支援の観点で利用者が意欲的にサービスを利用するとともに、要支援状態になったとしても引き続き改善するための自助努力も含めて、双方を一体的な視点からマネジメントを行う介護予防重視型システムへ転換します。

このマネジメントの機能を地域包括支援センターが担うとともに、それぞれの状態から改善または維持していく効果の目標を掲げ、マネジメントおよび介護予防事業の評価を行います。

要支援・要介護状態になる前の段階で、介護予防事業の対象となる特定（虚弱）高齢者を発見するための新たな仕組みをつくります。

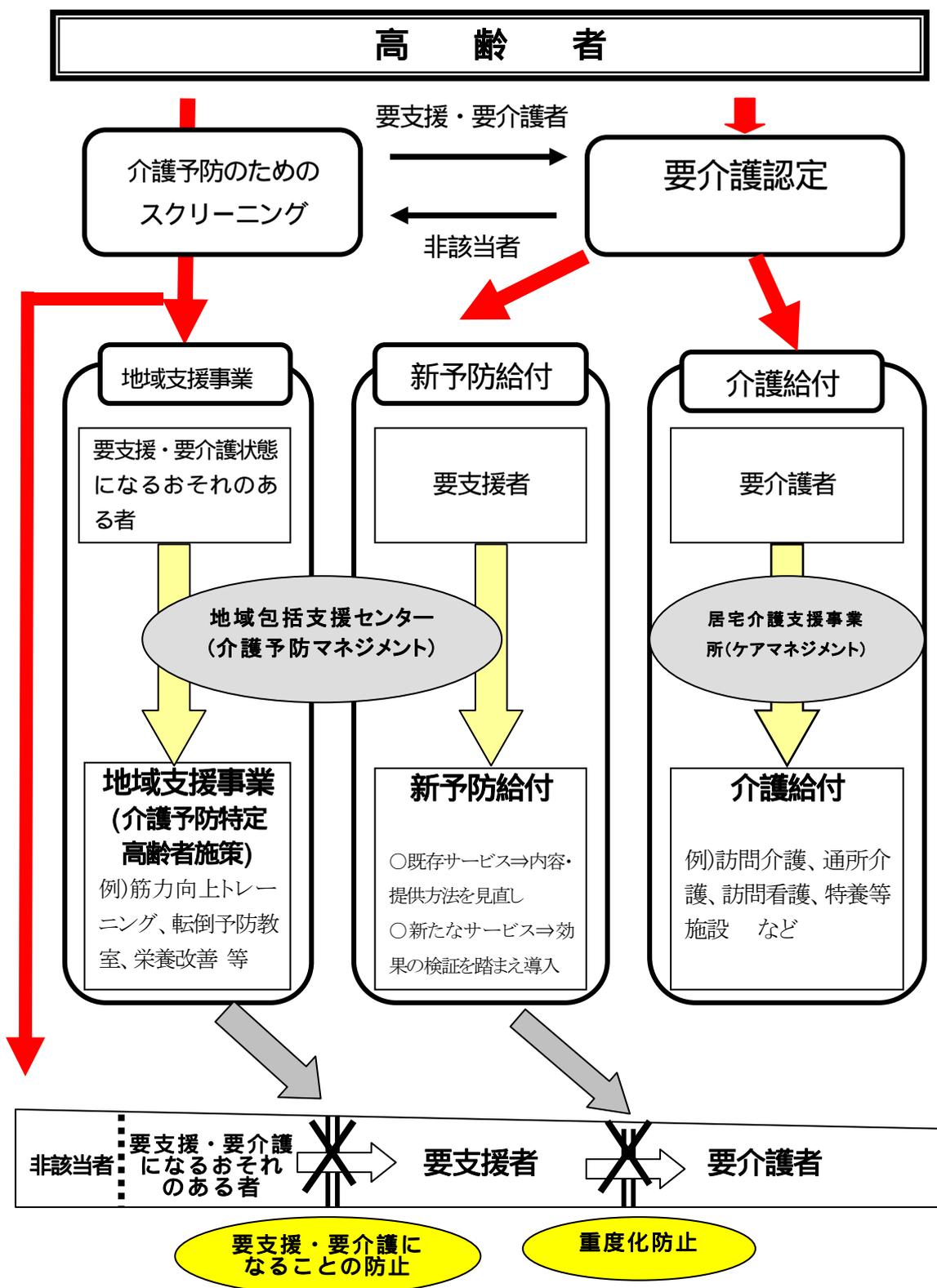
これまで所管別に実施されていた介護予防事業を地域支援事業に位置づけるとともに、効果の発揮できる内容に見直します。

介護予防事業の参加後に、地域において更に予防活動に取り組むための受け皿づくりを推進します。

一般高齢者を中心に介護予防の視点からの啓発を図るとともに、「活動的な85歳」を目指した健康づくりを推進します。

また、地域包括支援センターは、所在する市町村の指定を受けて、指定介護予防支援事業者として、要支援者と認定された方の新予防給付のケアマネジメントを行います。地域において、介護予防事業のマネジメントと介護予防支援に総合的に取り組み、連続的で一貫性をもった介護予防ケアマネジメント体制を構築していきます。

## 予防重視型システムへの転換（全体概要）



## 認知症高齢者のケアシステムを構築する。

区民への認知症に関する正しい理解を啓発するとともに、介護者や家族、ケアマネジャーが認知症のことについて、区の窓口で相談が受けやすい体制を整備します。また、地域のかかりつけ医等の専門医でも相談や診察を受けやすい体制づくりを進めます。

平成 17 年度から開始した認知症予防モデル事業を基本として、地域で認知症予防を推進する人材を育成するとともに、地域での啓発活動に取り組みます。そして、認知症に移行する前の段階から自立的な活動を通じて認知症発症の遅延化を図ります。このような活動を通して地域住民と一体となった地域づくりを進めます。

認知症高齢者に対するケアが必要となったときに、地域包括支援センターを中心に認知症高齢者家族会や地域の関係者のネットワークによる支援と連携が図れる仕組みをつくります。

また、ケアマネジャーやサービス提供事業者が認知症に対する知識と理解の習得を促し、質の向上を図ります。そして、よりよいケアマネジメントのあり方についても研修を実施するとともに充実を図ります。

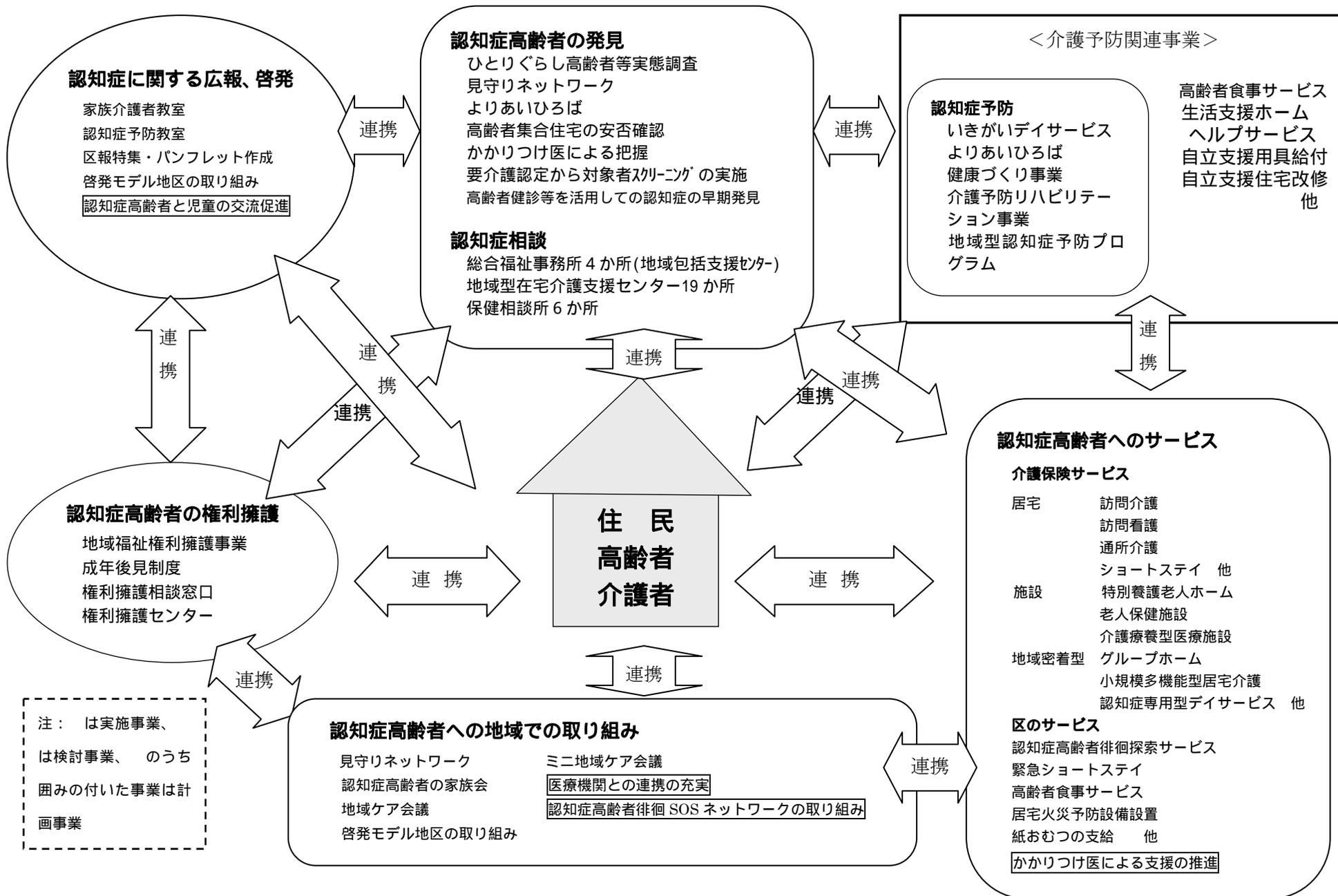
在宅での介護を支援するため、利用できるサービスの周知を図るとともに、さらに介護サービスを充実します。そして、認知症の方を在宅で介護する家族を支えるための支援策を充実します。

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続可能にするため、新たなサービスとして「地域密着型サービス」が、平成 18 年度から創設されます。このサービスは、原則、日常生活圏域内のサービスの利用および提供が完結するサービスを類型化したものです。練馬区が地域密着型サービスの事業者の指定および指導・監督を行い、原則、区民のみが利用対象者となります。地域密着型サービスの概要は、117 頁参照

練馬区では、この新たな仕組みでのサービスを積極的に取り入れるとともに、地域の高齢者一人ひとりが安心して利用できる仕組みをつくります。また、地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、事業者指定や介護報酬および基準の設定等について意見を聞く「地域密着型サービス運営委員会」を設置します。平成 17 年度においては、既存の介護保険運営協議会を活用し、平成 18 年度から新たに設置します。

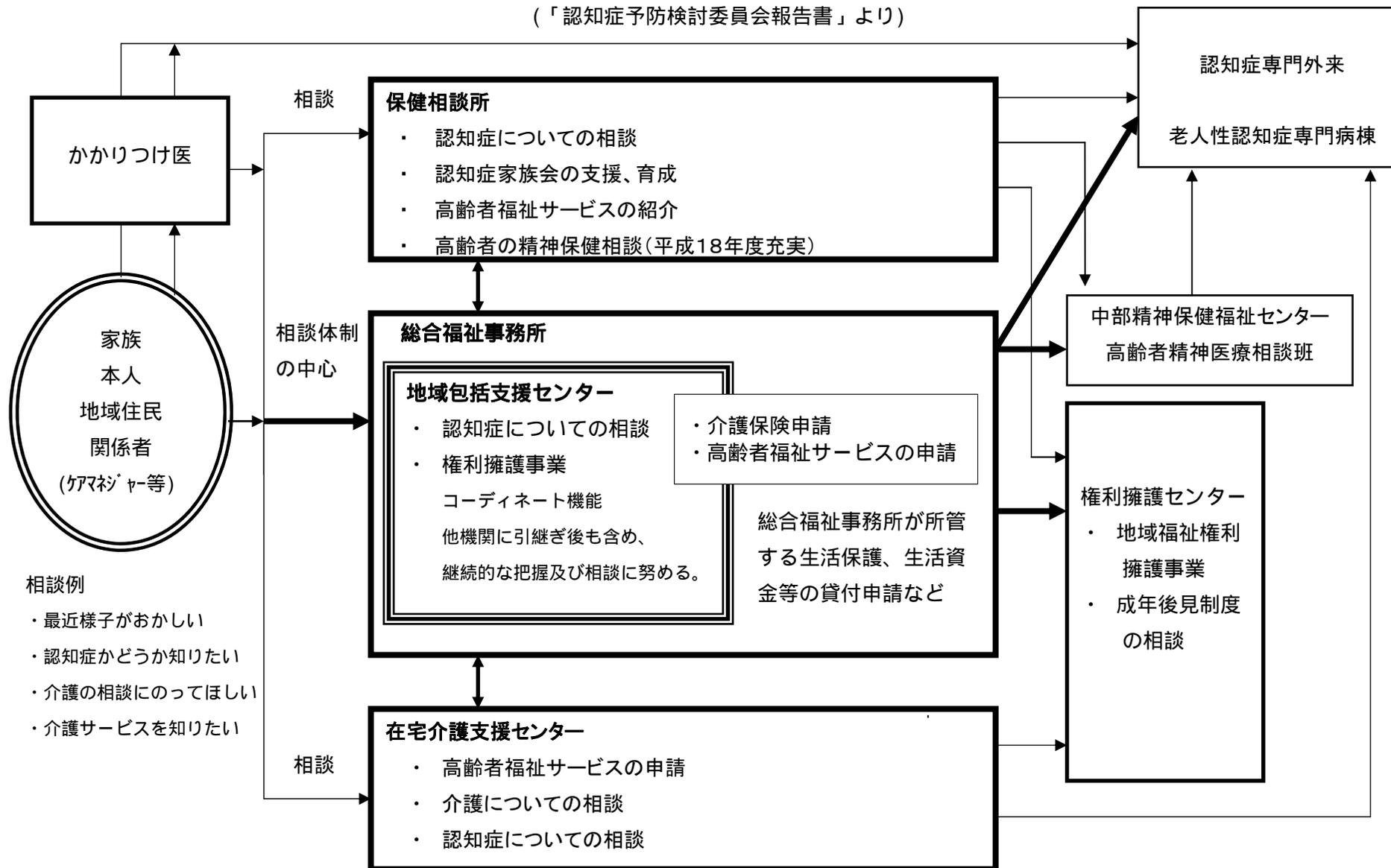
# 認知症高齢者ケアシステム体系図

(「練馬区認知症(痴ほう)ケアシステム検討委員会報告書(平成16年11月)」より作成)



注： は実施事業、  
は検討事業、 のうち  
囲みの付いた事業は計  
画事業

認知症高齢者相談体制(詳細図)  
 (「認知症予防検討委員会報告書」より)



相談例

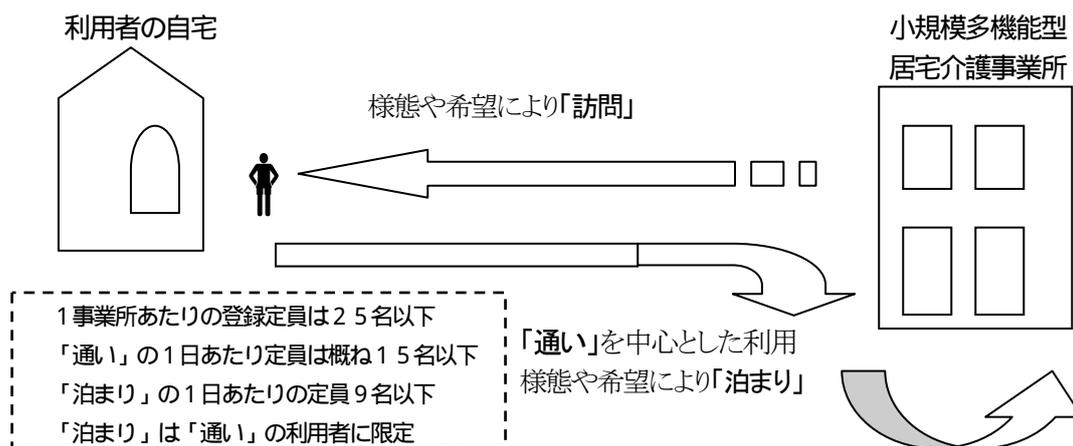
- ・最近様がおかしい
- ・認知症かどうか知りたい
- ・介護の相談にのってほしい
- ・介護サービスを知りたい

## 地域密着型サービス（概要）

地域密着型サービスには、次の9種類のサービスがあります。

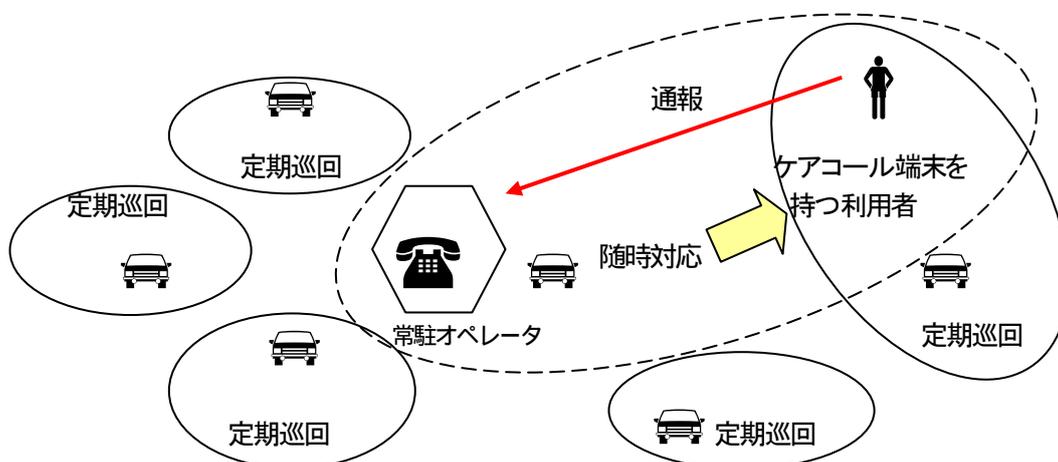
### 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供し、在宅での生活継続を支援する。



### 夜間対応型訪問介護

在宅にいる場合も、夜間を含め24時間安心して生活できるために、「定期巡回」と「通報による随時対応」を組み合わせ、在宅での生活継続を支援する。



### 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホーム

地域密着型特定施設入居者生活介護

小規模（定員29人以下）の介護専用型特定施設（有料老人ホームなど）

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービスセンター）

介護予防小規模多機能型居宅介護

介護予防認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービスセンター）

介護予防認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

## 5 介護保険サービスを円滑に利用するための支援 保健福祉事業および市町村特別給付について

介護保険法では、第1号介護保険料を財源として、法定限度以上に給付を実施することや、法定外のサービスメニューを市町村独自の給付サービスとして実施することが可能となっています。

練馬区では、第1期および第2期計画期間においてはこれらの事業は実施してきませんでした。これは、全ての財源を第1号被保険者に委ねていることから、事業量の増加は介護保険料の引上げにつながり、第1号被保険者から合意を得ることは難しいとの考えからでした。

第3期計画期間においては、介護保険制度の見直しにより、これまで一般財源等で実施してきた事業や他区で保健福祉事業として実施している事業を、地域支援事業として介護保険料で負担する事業へ組み替えすることになっています。第2期計画期間と同様にサービス利用者の増加は続いており、保険料を引上げざるを得ない状況です。

このような状況を考えると、第1期・第2期計画期間と同様に、新たに第1号被保険者に負担を上乗せする保健福祉事業や市町村特別給付の実施は差し控えるべきだと考えます。地域支援事業等において、さらに充実して実施することを検討していきます。

### 低所得者対策について

平成17年10月から施設給付等の見直しが実施され、居住費・食費が保険給付の対象外となりました。これは利用者負担の公平性や、介護保険と年金との負担の調整から行われたもので、それに伴い居住費・食費の徴収にあたっては低所得者対策が講じられました。

具体的には、特定入所者介護サービス費の創設、旧措置入所者の利用者負担軽減措置の延長、高額介護サービスの見直し、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の実施、また課税者のいる高齢者夫婦世帯等であっても入所による著しい生計の圧迫を避けるための居住費・食費の特定減額措置などです。

これらの施策については、第3期計画期間も引き続き実施していきます。

第1号介護保険料における所得段階区分については、これまで第2段階の幅が広いことから、練馬区では区独自の介護保険料軽減措置を第2期計画期間中実施してきました。また、今回の制度改正により、これまでの第2段階を2つに区分し、負担能力の低い層に対してより低い介護保険料の設定が行われます。そして、多段階の設定や保険料率の変更等を保険者の判断で実施できるようになりました。これは、保険者における第1号被保険者の所得の実態等に鑑み、より保険者の判断で介護保険料を設定しやすくするものです。

練馬区では、これらのことを総合的に考えて、国から示された基本パターンの6段階設定を変更し、7段階での設定や保険料率の見直しなどを取り入れていくこととしています。

そして、これまで区独自施策として実施してきた介護保険料軽減措置は、第3期計画期間においても対象者を限定して引き続き実施します。

高齢者に対する非課税措置の廃止に伴い、介護保険料の所得段階区分が変更になる場合

があります。所得は変わらないのに介護保険料や利用者負担が大きく変更になることが起きないように、激変緩和措置を実施します。

これは、急激に負担が増えないように2年間緩和したうえで負担していただくものです。介護保険料と特定入所者介護サービス費、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度、高額介護サービス費において実施します。

### 保険者事務機能の改正について

介護保険制度の改正に伴い、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続可能にするための新しいサービスとして「地域密着型サービス」が創設されます。このサービスにかかる指定・指導・監督事務は、それぞれ市町村が実施することになります。練馬区では新たな組織を設置し、これらの事務が円滑に実施できるよう体制づくりを図ります。練馬区が実施する事務は次のとおりです。

- ・ 事業者の指定、指導監督を行う。対象となるサービスの種類は次の9つです。
  - (1)夜間対応型訪問介護
  - (2)認知症対応型通所介護
  - (3)小規模多機能型居宅介護
  - (4)認知症対応型共同生活介護
  - (5)地域密着型特定施設入居者生活介護
  - (6)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - (7)介護予防認知症対応型通所介護
  - (8)介護予防小規模多機能型居宅介護
  - (9)介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・ 練馬区の日常生活圏域ごとに必要整備量を計画に定め、これを超える場合には区は指定の拒否ができる。
- ・ 地域の実情に応じた弾力的な基準・報酬を設定できる。
- ・ 公平・公正の観点から地域住民や保健医療福祉関係者、事業者等の関与する地域密着型サービス運営委員会組織を設置する。

また、介護予防支援事業者の指定・指導監督についても、練馬区が実施することになります。これは、軽度者に対するケアマネジメントは、市町村の責任の下に、公正・中立的な「地域包括支援センター」において、一元的に介護予防マネジメントとして実施することになったため、この事業者としての指定事務を市町村において実施します。

介護保険制度の改正に伴い、要介護認定事務が見直しされます。これは、これまで委託により実施することが可能となっていた要介護認定調査の新規認定については、より公平・公正の観点から市町村にて実施することになったためです。練馬区では、区常勤職員と非常勤職員により、新たな組織を設置してこれらの事務の円滑な実施を図ります。

### 介護保険事業計画達成状況の点検・評価について

練馬区では、第3期事業計画策定後においては、各年度における計画の達成状況を点検するとともに、その状況を介護保険運営協議会に報告し、対策を講じていきます。

特に、第3期事業計画から新たに実施する地域支援事業や新予防給付により、高齢者の

自立支援の効果が現れているのか、新たに設置する地域包括支援センターを核として地域包括ケアの推進が図られているのか、地域密着型サービスの実施により住み慣れた地域で生活を継続することができているのか等、達成状況を分析し、評価項目を定めていきます。

また、評価においては、利用者からの評価が欠かせません。これまで区で実施してきた利用者評価等を十分に活用するとともに、新たに制度化される情報開示の標準化によるデータ等も活用した取り組みが必要です。

## 住民参加による介護保険制度の運営について

介護保険制度は、負担と給付の関係が明確な社会保険制度です。制度の運営にあたっては、被保険者である区民に対して、その現状を周知し、広く理解を求めるとともに、事業運営上の課題などの解決にあたり、必要な意見や評価を聞くことが求められています。

今回の介護保険制度の改正においては、これまでの「介護保険運営協議会」の設置のほか、地域包括支援センターの運営に伴う「地域包括支援センター運営協議会」の設置、地域密着型サービス事業者の指定等に伴う「地域密着型サービス運営委員会」の設置が求められています。日常生活圏域における包括的ケアや認知症になっても住み続けられる仕組みづくりが求められる中、地域住民と事業者や保険者が一体となったまちづくりを進めていくうえで欠かせない仕組みとなっています。

そして、新たに設置が求められている二つの仕組みについては、一つの運営協議会を新たに立ち上げ、この中で地域包括支援センターと地域密着型サービスに関することを協議していきます。

〔参考〕

## 介護サービスの種類(制度改正後)

市町村が指定・監督を行うサービス	都道府県が指定・監督を行うサービス	
<b>地域密着型サービス</b> 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	<b>居宅サービス</b> <b>【訪問サービス】</b> 訪問介護（ホームヘルプサービス） 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 特定施設入居者生活介護 特定福祉用具販売 <b>居宅介護支援</b>	<b>サービス</b> <b>介護給付を行う</b>  <b>サービス</b> <b>予防給付を行う</b>
<b>地域密着型介護予防サービス</b> 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <b>介護予防支援</b>	<b>介護予防サービス</b> <b>【訪問サービス】</b> 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防特定施設入居者生活介護 特定介護予防福祉用具販売 <b>【通所サービス】</b> 通所介護（デイサービス） 通所リハビリテーション <b>【短期入所サービス】</b> 短期入所生活介護（ショートステイ） 短期入所療養介護 福祉用具貸与 <b>施設サービス</b> 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設	

### [3] 介護保険事業の展開

#### 1 第3期介護保険事業計画期間における予防給付・介護給付サービスの見込み

居宅サービス 予防給付サービスの利用量見込み

	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護予防訪問介護	回数/月	46,295	56,042	65,755
	(人数/月)	2,948	3,481	4,041
	給付費/年	1,211	1,473	1,732
介護予防訪問入浴介護	回数/月	24	31	37
	(人数/月)	7	8	10
	給付費/年	3	4	5
介護予防訪問看護	回数/月	691	859	1,019
	(人数/月)	174	216	256
	給付費/年	57	71	85
介護予防訪問リハビリテーション	回数/月	26	33	40
	(人数/月)	8	10	12
	給付費/年	2	2	2
介護予防居宅療養管理指導	人数/月	187	233	276
	給付費/年	22	27	32
介護予防通所介護	回数/月	7,642	12,593	17,096
	(人数/月)	1,147	1,880	2,559
	給付費/年	626	1,035	1,403
介護予防通所リハビリテーション	回数/月	1,230	1,542	1,835
	(人数/月)	208	259	307
	給付費/年	107	134	160
介護予防短期入所生活介護	日数/月	290	368	440
	(人数/月)	53	67	79
	給付費/年	23	29	35
介護予防短期入所療養介護	日数/月	54	66	77
	(人数/月)	8	9	11
	給付費/年	5	6	7
介護予防特定施設入居者生活介護	人数/月	98	99	99
	給付費/年	146	148	148
介護予防福祉用具貸与	人数/月	413	491	571
	給付費/年	56	67	78
特定介護予防福祉用具販売	人数/月	45	53	62
	給付費/年	15	18	21
住宅改修	人数/月	52	61	71
	給付費/年	71	84	97
介護予防支援	人数/月	4,078	4,850	5,648
	給付費/年	453	539	628
介護予防サービス受給者	人数/月	4,176	4,949	5,747
予防給付サービス費	給付費/年	2,796	3,638	4,433

注：地域密着型サービスにおける予防給付については、別表の地域密着型サービスにて記載。  
給付費の単位は百万円。なお、百万単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合がある。

居宅サービス 介護給付サービスの利用量見込み

	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
訪問介護	回数/月	162,920	13,872	14,564
	(人数/月)	5,434	457	472
	給付費/年	5,195	5,330	5,623
訪問入浴介護	回数/月	2,696	2,887	3,154
	(人数/月)	558	596	650
	給付費/年	383	410	448
訪問看護	回数/月	7,194	7,469	7,991
	(人数/月)	1,367	1,412	1,504
	給付費/年	653	678	726
訪問リハビリテーション	回数/月	234	244	261
	(人数/月)	73	76	81
	給付費/年	15	16	17
居宅療養管理指導	人数/月	1,439	1,493	1,592
	給付費/年	174	180	192
通所介護	回数/月	25,961	26,276	27,474
	(人数/月)	2,984	3,012	3,133
	給付費/年	2,768	2,818	2,965
通所リハビリテーション	回数/月	5,706	5,749	6,001
	(人数/月)	841	848	884
	給付費/年	593	600	630
短期入所生活介護	人数/月	5,706	5,911	6,331
	(人数/月)	735	755	805
	給付費/年	560	583	626
短期入所療養介護	人数/月	1,104	1,146	1,229
	(人数/月)	137	142	152
	給付費/年	125	130	139
特定施設入居者生活介護	人数/月	731	774	809
	給付費/年	1,710	1,809	1,891
福祉用具貸与	人数/月	4,728	4,817	5,052
	給付費/年	877	901	952
特定福祉用具販売	人数/月	158	160	166
	給付費/年	60	60	63
住宅改修	人数/月	111	112	115
	給付費/年	151	152	157
居宅介護支援	人数/月	8,725	8,814	9,118
	給付費/年	990	1,001	1,036
介護サービス受給者	人数/月	8,725	8,814	9,118
介護給付サービス費	給付費/年	14,253	14,667	15,464

注：給付費の単位は百万円。なお、百万単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合がある。

介護保険施設サービス サービス利用量見込み

	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護老人福祉施設	人数/月	1,493	1,579	1,632
	給付費/年	4,623	4,901	5,075
介護老人保健施設	人数/月	746	819	826
	給付費/年	2,312	2,541	2,565
介護療養型医療施設	人数/月	587	587	587
	給付費/年	2,643	2,645	2,646
介護保険施設サービス受給者	人数/月	2,826	2,985	3,045
施設サービス給付費	給付費/年	9,579	10,087	10,287

注：給付費の単位は百万円。なお、百万単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合がある。

地域密着型サービス サービス利用量見込み

	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
夜間対応型訪問介護	人数/月	56	60	65
	給付費/年	70	75	82
認知症対応型通所介護(*)	回数/月	2,712	2,712	3,015
	(人数/月)	319	319	353
	給付費/年	296	298	333
小規模多機能型居宅介護(*)	回数/月	0	0	0
	(人数/月)	60	175	279
	給付費/年	132	265	397
認知症対応型共同生活介護(*)	人数/月	346	398	426
	給付費/年	1,044	1,201	1,285
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数/月	0	0	0
	給付費/年	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数/月	0	0	27
	給付費/年	0	0	81
地域密着型サービス給付費	給付費/年	1,542	1,838	2,179

注：地域密着型サービスにおける予防給付(\*)についても合算して記載。給付費の単位は百万円。

なお、百万単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合がある。

## 2 地域支援事業

### 地域支援事業の創設

介護保険制度改正により、現行の老人保健事業、介護予防・地域支え合い事業、在宅介護支援センター事業の見直しを行い、介護保険制度内における事業として地域支援事業を平成18年度から創設します。

地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3事業から構成されます。

包括的支援事業は、地域包括支援センターにて次の事業を実施します。これは公正・中立な立場から、総合相談支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント事業、包括的・継続的マネジメント事業の4事業を必須として行います。

介護予防事業、任意事業については、練馬区でこれまで実施してきた既存事業の見直しを行い、地域支援事業交付金の交付対象となる事業と一般財源等による事業に区分し、地域支援事業として実施します。

地域支援事業交付金の交付対象となる事業の財源は、保険給付費の一定率を上限に介護保険料と公費で構成されます。ただし、一定率を超える場合は、区の負担となります。財源構成は次のとおりです。

〔地域支援事業交付金の対象となる事業の財源構成〕

	第1号 保険料	第2号 保険料	国	東京都	練馬区
介護予防事業	19.0%	31.0%	25.0%	12.5%	12.5%
包括的支援事業 任意事業	19.0%	—	40.5%	20.25%	20.25%

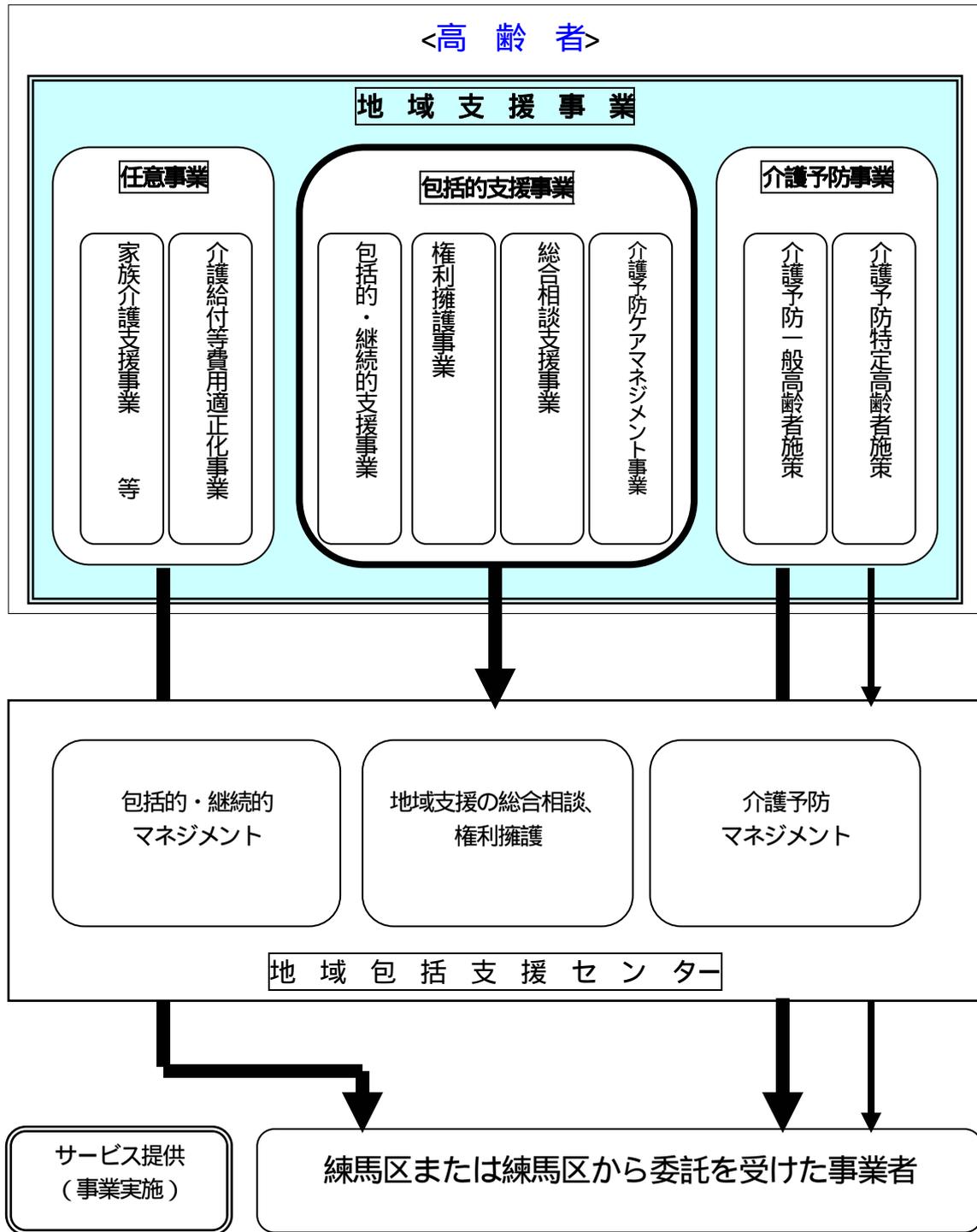
地域支援事業の費用のうち、公費（国・東京都）第2号保険料については、国・東京都、社会保障診療報酬支払基金から地域支援事業交付金として区に交付されます。平成18年度から20年度における地域支援事業交付金の交付対象となる地域支援事業の費用額の上限は、介護保険事業計画において定める各年度の保険給付費見込額に、次表に掲げる率を乗じて得た額の範囲内となります。

ア) 地域支援事業（イ+ウ）全体	次表のA欄に掲げる率以内
イ) 介護予防事業	次表のB欄に掲げる率以内
ウ) 包括的支援事業+任意事業	次表のC欄に掲げる率以内

〔地域支援事業の費用額〕

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
A	地域支援事業(全体)	2.0%以内	2.3%以内	3.0%以内
B	介護予防事業	1.5%以内	1.5%以内	2.0%以内
C	包括的支援事業+任意事業	1.5%以内	1.5%以内	2.0%以内

# 地域支援事業のイメージ



地域支援事業の見込量

第3期事業計画期間中の地域支援事業となる各事業の現況（平成17年度末見込み）および見込量は、次のとおりです。

1) 介護予防事業

〔介護予防特定高齢者施策〕

要支援・要介護状態になるおそれのある特定(虚弱)高齢者を対象に実施する事業

事業名	単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防のための生活機能評価	件/年	未実施	78,000	81,000	85,000
筋力向上トレーニング	回/年	50	500	500	500
転倒予防のための体力づくり教室	回/年	94	288	288	384
よりあいひろば事業	回/年	336	342	342	342
栄養改善事業	回/年	未実施	48	240	300
口腔機能向上事業	回/年	未実施	24	120	150
食事サービス(配食サービス)	食/年	51,781	65,576	78,015	87,991
特定高齢者評価事業	件/年	未実施	4	15	15

〔介護予防一般高齢者施策〕

地域における全ての高齢者を対象に実施する事業

事業名	単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防小冊子作成	部/年	未実施	120,000	6,000	6,000
講演会実施	回/年	未実施	26	26	26
健康教育教室	回/年	25	47	95	95
健康相談	回/年	未実施	192	192	192

2) 包括的支援事業(\*見込量を数字で表示できる事業のみ)

地域包括支援センター運営事業

事業名	単位	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
介護予防ケアマネジメント事業	件/年	未実施	2,492	4,154	6,486
高齢者戸別訪問	件/年	未実施	13,450	13,450	13,450
地域包括支援センター運営協議会	回/年	未実施	4	4	4

3) 任意事業

地域の実情に応じ実施する事業

〔介護給付等費用適正化事業〕

事業名	単位	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
給付費明細書通知	件/年	未実施	未実施	16,580	20,260
ケアプランチェック事業	件/年	未実施	720	1,610	1,730

〔家族介護支援事業〕

事業名	単位	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
家族介護者教室	回/年	128	132	136	140
認知症高齢者徘徊探索サービス	件/年	52	55	60	65
認知症高齢者見守りサービス	件/年	未実施	未実施	65	65
家族介護慰労事業	件/年	10	20	20	20
認知症高齢者徘徊SOSネットワーク	件/年	未実施	未実施	15	20

〔その他事業〕

事業名	単位	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
住宅改修理由書作成業務補助	件/年	300	300	300	300
食事サービス(配食サービス)	食/年	120,823	166,557	203,123	223,334
高齢者緊急保護事業	件/年	15	15	15	15
紙おむつなどの支給	件/年	30,200	28,600	28,600	28,600

一般財源等による地域支援事業

地域支援事業交付金の交付対象にはなりません。地域支援事業の趣旨のもとに一般財源等で実施する地域支援事業として、練馬区では次の事業を位置づけました。

介護予防事業

介護予防特定高齢者施策	該当	介護予防一般高齢者施策	該当
食事サービス(会食サービス)	40	認知症予防事業	34
いきがいデイサービス	40		
自立支援用具給付	41		
自立支援住宅改修給付	41		

任意事業

家族介護支援事業	該当		
高齢者緊急ショートステイ	50		
その他事業	該当	その他事業	該当
生活支援ホームヘルプサービス	40	出張調髪サービス	48
緊急通報システム	41、47	自立支援用具給付	48
車いすなどの貸与	41	自立支援住宅改修給付	48
居宅火災予防設備	41、48	リフト付き福祉タクシー	49
食事サービス(会食サービス)	47	見守りネットワーク	67
寝具クリーニング	47	ミニ地域ケア会議	67
布団乾燥・消毒	48		

地域支援事業の費用額

第3期事業計画期間の地域支援事業交付金の対象となる事業の費用額および交付金見込額の上限は、次のとおりです。

## 〔地域支援事業の費用額〕

(単位：千円)

事業名		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
介護予防 事業	介護予防特定高齢者施策			
	特定高齢者把握事業	0	0	25,500
	通所型介護予防事業	44,714	64,856	78,923
	訪問型介護予防事業	32,857	38,428	43,058
	介護予防特定高齢者評価事業	521	675	935
	介護予防一般高齢者施策			
	介護予防普及啓発事業	1,552	892	892
	地域介護予防活動支援事業	1,090	1,522	1,522
	介護予防一般高齢者施策評価事業	0	0	0
介護予防事業の費用額		80,734	106,373	150,830
包括的 支援事業	総合相談支援事業	地域包括支援 センター	地域包括支援 センター	地域包括支援 センター
	権利擁護事業			
	介護予防ケアマネジメント事業			
	総括的・継続的ケアマネジメント支援事業			
包括的支援事業の費用額		326,901	329,900	329,900
任意事業	介護給付等費用適正化事業	3,313	9,626	9,626
	家族介護支援事業	6,889	12,115	12,413
	その他事業	250,368	256,996	276,319
任意事業の費用額		260,580	278,737	298,358
地域支援事業の費用額合計		668,215	715,010	779,088

注：千円単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合がある。

## 〔地域支援事業の交付金見込額〕

(単位：千円)

事業名		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
地域支援事業費		523,725	580,380	779,088
	保険給付費見込額に対する割合	1.78%	1.84%	2.30%
	介護予防事業	80,734	106,373	150,830
	保険給付費見込額に対する割合	0.27%	0.34%	0.45%
	包括的支援事業 + 任意事業	442,991	474,007	628,258
	保険給付費見込額に対する割合	1.50%	1.50%	1.85%

### 3 地域密着型サービスの日常生活圏域ごとのサービス利用量見込み

地域密着型サービスにおける4つの日常生活圏域ごとのサービス利用見込みは次のとおりです。なお、この見込みは、第3期計画期間における練馬区内の新たな利用量見込みであり、区外等での利用見込みは含まれていません。

#### 1)練馬地区

事業種別	平成18年度		平成19年度		平成20年度		計	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
認知症対応型通所介護(＊)					1	12	1	12
小規模多機能型居宅介護(＊)	1	15	1	15	1	15	3	45
認知症対応型共同生活介護(＊)					1	18	1	18
地域密着型特定施設入居者生活介護							0	0
地域密着型介護老人福祉施設					1	27	1	27
夜間対応型訪問介護	1						1	

(＊) = 地域密着型介護予防サービスを含む

#### 2)光が丘地区

事業種別	平成18年度		平成19年度		平成20年度		計	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
認知症対応型通所介護(＊)							0	0
小規模多機能型居宅介護(＊)	1	15	1	15	1	15	3	45
認知症対応型共同生活介護(＊)	2	36	1	18	1	18	4	72
地域密着型特定施設入居者生活介護							0	0
地域密着型介護老人福祉施設							0	0
夜間対応型訪問介護							0	

(＊) = 地域密着型介護予防サービスを含む

#### 3)石神井地区

事業種別	平成18年度		平成19年度		平成20年度		計	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
認知症対応型通所介護(＊)							0	0
小規模多機能型居宅介護(＊)	1	15	1	15	1	15	3	45
認知症対応型共同生活介護(＊)			1	18			1	18
地域密着型特定施設入居者生活介護							0	0
地域密着型介護老人福祉施設			1	27			1	27
夜間対応型訪問介護							0	

(＊) = 地域密着型介護予防サービスを含む

#### 4)大泉地区

事業種別	平成18年度		平成19年度		平成20年度		計	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
認知症対応型通所介護(＊)					1	12	1	12
小規模多機能型居宅介護(＊)	1	15	1	15	1	15	3	45
認知症対応型共同生活介護(＊)							0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護							0	0
地域密着型介護老人福祉施設							0	0
夜間対応型訪問介護					1		1	

(＊) = 地域密着型介護予防サービスを含む

#### 5)練馬区総計

事業種別	平成18年度		平成19年度		平成20年度		計	
	施設	定員	施設	定員	施設	定員	施設	定員
認知症対応型通所介護(*)					2	24	2	24
小規模多機能型居宅介護(*)	4	60	4	60	4	60	12	180
認知症対応型共同生活介護(*)	2	36	2	36	2	36	6	108
地域密着型特定施設入居者生活介護							0	0
地域密着型介護老人福祉施設			1	27	1	27	2	54
夜間対応型訪問介護	1				1		2	

(\*) = 地域密着型介護予防サービスを含む

#### 4 第3期計画期間における介護保険料

第3期計画期間における介護保険料を算定するにあたって必要となる介護給付費等の見込み額は次のとおりです。また、第3期計画期間における第1号被保険者の負担率は全国における第1号被保険者と第2号被保険者のバランスが変わったことにより、負担率が19.0%となりました。

練馬区では、第1号被保険者における所得区分に占める人数等を勘案し、介護保険料の所得段階設定を7段階に見直し、保険料率も次のように設定します。また、税制改正に伴い段階が変更になる方に対して、2年間にわたる激変緩和措置を実施するとともに、これまで区独自で実施してきた生計困難者に対する介護保険料軽減策は対象者を限定して実施します。

#### 第3期介護保険事業計画期間に要する介護給付費等の見込み額

(単位:百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	計
予防給付サービス費	2,796	3,638	4,433	10,866
介護給付サービス費	14,253	14,667	15,464	44,384
施設サービス給付費	9,579	10,087	10,287	29,953
地域密着型サービス給付費	1,542	1,838	2,179	5,559
地域支援事業費	524	580	779	1,883
小計	28,693	30,810	33,142	92,646
特定入所者介護サービス費	968	949	992	2,909
高額介護サービス費	395	422	452	1,269
審査支払手数料	49	51	53	154
調整交付金差額	488	468	427	1,383
財政安定化基金拠出金	10	10	10	29
総計	30,604	32,701	35,066	98,370

注：なお、百万単位で端数処理しているため、合計数値が合わない場合がある。

第3期介護保険事業計画期間における介護保険財源の基本構成

	給付費に対する負担率
第1号被保険者負担率	19.0%
第2号被保険者負担率	31.0%
国の負担率	25.0%
東京都の負担率	12.5%
練馬区の負担率	12.5%

注：施設給付等の財源については、国負担20%、東京都負担17.5%である。

第3期事業計画期間における介護保険料の設定

(単位:円)

第2期	所得段階	第1段階	第2段階		第3段階	第4段階	第5段階	
		・老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税 ・生活保護受給者	本人および世帯全員が非課税	本人非課税で世帯の中に課税者がいる	本人課税で合計所得金額が200万円以上	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額(3,300)
保険料年額		19,800	29,700		39,600	49,500	59,400	
第3期	所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
		・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税の方	本人および世帯全員が非課税で合計所得金額と課税年金収入額を合計して80万円以下の方	本人および世帯全員が非課税で第2段階に当てはまらない方	本人非課税で世帯の中に課税者がいる方	本人課税で合計所得金額が200万円未満の方	本人課税で合計所得金額が200万円以上800万円未満の方	本人課税で合計所得金額が800万円以上の方
	基準額×0.5	基準額×0.625	基準額×0.75	基準額(3,950)	基準額×1.25	基準額×1.5	基準額×1.625	
保険料年額		23,700	29,630	35,550	47,400	59,250	71,100	77,030
第3期と第2期の年額の増減		3,900	70	5,850	7,800	9,750	11,700	17,630
(基準年額 19.7%増)								

税制改正により保険料段階が上昇する方への激変緩和措置

平成 18 年度施行による税制改正により保険料段階が上昇する方への激変緩和策を実施します。

対象者および激変緩和策は次のとおりです。

【対象者】

- ・本人が新たに課税となり介護保険料段階が上昇する方・・・18 年度 12,331 人
- ・世帯が課税となり介護保険料段階が上昇する方・・・・・・18 年度 970 人

【激変緩和策】

- ・本人が新たに課税となり介護保険料段階が上昇する場合

第 3 段階から第 5 段階へ移行する方

18 年度負担率 基準額×0.91                      19 年度負担率 基準額×1.08

第 4 段階から第 5 段階へ移行する方

18 年度負担率 基準額×1.08                      19 年度負担率 基準額×1.16

- ・世帯が課税となり介護保険料段階が上昇する場合

第 2 段階から第 4 段階へ移行する方

18 年度負担率 基準額×0.75                      19 年度負担率 基準額×0.87

第 3 段階から第 4 段階へ移行する方

18 年度負担率 基準額×0.83                      19 年度負担率 基準額×0.91

介護保険料の算定にあたっては、上記に示した所得段階・保険料率の見直し、税制改正に伴う激変緩和措置の実施等を踏まえた上で、介護保険給付費準備基金から約 10 億 6 千万円を取り崩すこととします。

第 1 号被保険者の介護保険料年額は、介護保険条例で定めています。